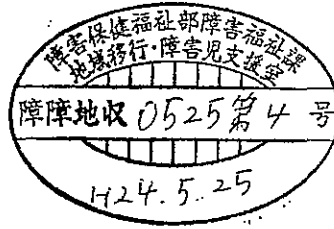


実施計画書等
(別冊ファイルを参照)

平成24年度重症心身障害児者の地域生活モデル事業基礎データ

団体名 施設名	対象地域の人口	対象地域の重症心身 障害児者数	対象地域の事業利用 見込み人数
社会福祉法人北海道 療育園 医療型障害児入所施設 北海道療育園 (北海道旭川市)	83万人	250人	150人
独立行政法人国立病 院機構 下志津病院 (千葉県四街道市)	約620万人 (千葉県全域)	推定1900人 (対人口比0.031%で推 定) (在宅1500名+施設入所 400名) 在宅の学籍児:489人 (H22年調査) 在宅の未就学児:約250人 (学籍児からの推計値) 在宅の重症者:233人以上 (H22年調査)	小児科・新生児科長期 入院重症児:約50名
社会福祉法人全国重 症心身障害児(者)を 守る会 あけぼの学園(児童発 達支援事業・生活介 護事業)及び重症心身 障害児療育相談セン ター (東京都世田谷区)	87万人	250人	把握していない
社会福祉法人甲山福 祉センター 西宮すなご医療福祉 センター (兵庫県西宮市)	103万人	830人	今後把握予定
特定非営利活動法人 久留米市介護福祉 サービス事業者協議 会 (福岡県久留米市)	30.3万人 (平成24年3月31日時点)	249人 (平成24年3月31日時点)	80人~100人

別紙 1



番 号
平成 24年 5月 25日

厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部
障害福祉課地域移行・障害児支援室長 殿

団体種別 社会福祉法人
団体名称 北海道療育園
代表者 職名 副園長

氏名 林 時仲



平成 24 年度重症心身障害児者の地域生活モデル事業の応募について

標記について、関係書類を添えて応募します。

(1) 補助を希望する事業の実施に係る次の書類

- 事業実施計画書 (別紙 2)
- 所要額内訳書 (別紙 3)
- 事業実施スケジュール表 (別紙 4)

(2) 団体の概要、活動状況に係る次の書類 (地方公共団体は提出不要)

- 定款又は寄付行為
- 役員名簿 (別紙 5)
- 団体の概況書 (別紙 6)
- 理事会等で承認を得た直近の事業実績報告書

(3) 団体の経理状況に係る次の書類 (地方公共団体は提出不要)

- 平成 24 年度収入支出予算(見込)書抄本
- 理事会等で承認を得た直近の財務諸表 (貸借対照表、収支計算書、財産目録)、監事等による監査結果報告書

<事務担当者の連絡先>

〒 071-8144
住所 北海道旭川市春光台4条10丁目
所属 北海道療育園 事務部
氏名 [REDACTED]
TEL [REDACTED]
FAX [REDACTED]
E-mail [REDACTED]

別紙2

重症心身障害児者の地域生活モデル事業実施計画書

団体名	社会福祉法人 北海道療育園
施設名	医療型障害児入所施設 北海道療育園
所在地	北海道旭川市春光台4条10丁目
事業担当者	
連絡先	電話番号
メールアドレス	

国庫補助所要額	4,800千円
事業実施予定期間	平成24年6月1日から平成25年3月31日
事業の目的	<p>【事業課題名】 広大な過疎遠隔地に居住する重症心身障害児者と家族を支援する組織連携とICT(情報通信技術)基盤の構築</p> <p>【事業目的】 本事業は、広大で過疎遠隔地という地理的環境、膨大で長期にわたる積雪という自然環境の地域に居住し、孤立化した重症心身障害児者(以下、重症児者と略す)とその家族の特別な実態と必要とする支援(ニーズ)を明確にするとともに、希薄な支援資源(シーズ)を最大限活用して「顔の見える支援」を提供できる方策を設定し、モデル事業を通して包括的な地域支援の可能性を追究することを目的とする。そこではICT(情報通信技術)とネットワーク基盤が大きな役割を果たす。なお、具体的な支援策は「事業内容及び手法」の項で後述する。</p> <p>【事業の特色・独創性・実用化】 本事業は、居宅で家族によってケアされている重症児者(以下、在宅重症児者と称する)に対する従来の人的支援(人手による医療・介護・介助)、経済的支援(年金・手当)、物的支援(福祉用具・生活用品)に加えて、ICTによる情報支援を統合した包括的支援を目指すものであり、次世代の法体制のもとで新しい地域支援体制を創出できる独創的で新規性の高い事業である。また、今回は限られた対象者によるモデル事業であるが、その成果を評価し、そこでの課題を解決できれば、一般化、実用化を図ることができると考える。</p>

重症心身障害
児者の地域
生活に係る事
業実施地域
の現状と課題

北海道に在住する重症児者は約 50%が施設入所生活者である。東京都など大都市圏での施設入所者の割合は約 10%、全国平均では約 30%と推計されているのに比べ、北海道は突出して高い。その理由は、札幌市などの都市部を除くと、道民は広大な過疎遠隔地に点在して居住しており、医療福祉サービスの資源が極めて希薄とならざるをえないこと、またそこへのアクセス（移動）も大きな問題であることが最大の要因として揚げられる。また、在宅重症児者とその家族はこのような過酷な環境の中で困難かつ不安な地域生活を余儀なくされている。

具体的に、本事業申請団体である北海道療育園は道北地域、北・中空知地域、オホーツク地域の在宅支援を担っており、それは北海道の 1/3 に相当する（図 1）。その一部である道北地域（上川・留萌・宗谷）を取り上げても、総面積約が 18,690 km²と東京都の 8.5 倍あり、都市間距離も旭川市と稚内市が約 250km と東京～浜松間に匹敵する広大な地域である。一方、地域人口は約 65 万人と東京都の 1/20 に過ぎず、人口密度では全国平均と比較しても 1/10 の過疎地域である。加えて、冬季は膨大な降積雪による影響で近隣の移動さえ困難となり、特に緊急時を考えると家族の不安は限界に達し、施設入所を選択せざるをえない現状がある。

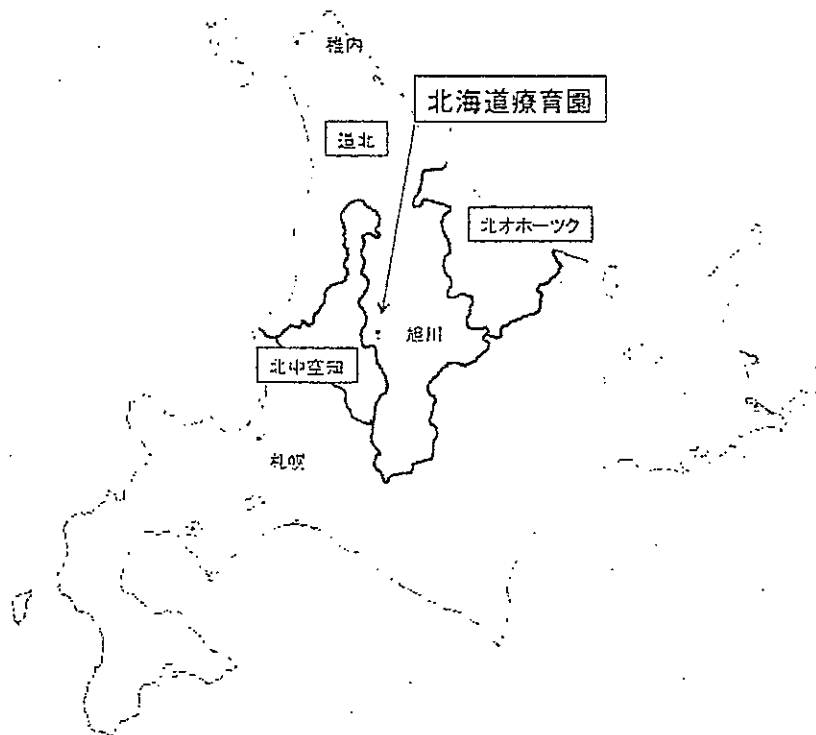
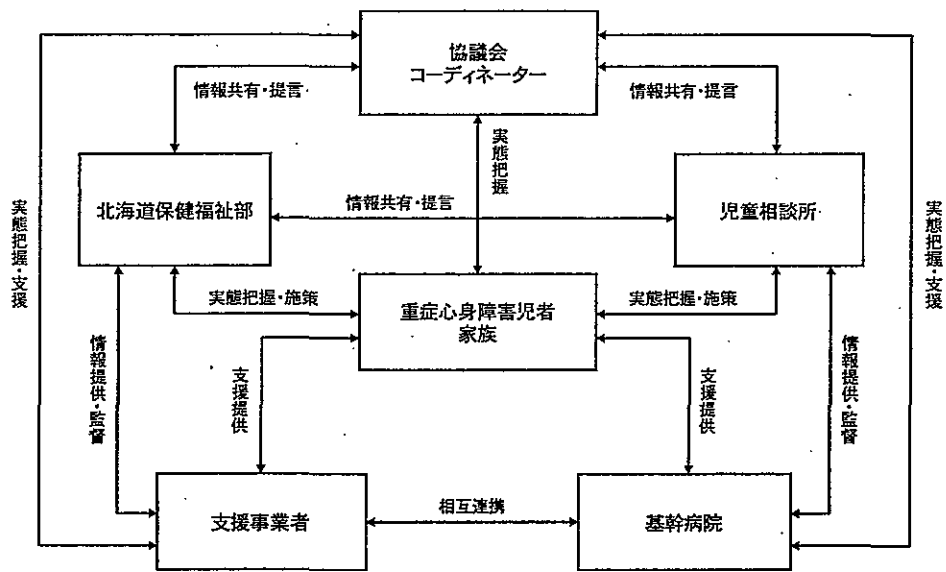


図 1 北海道療育園の在宅重症児者の支援域

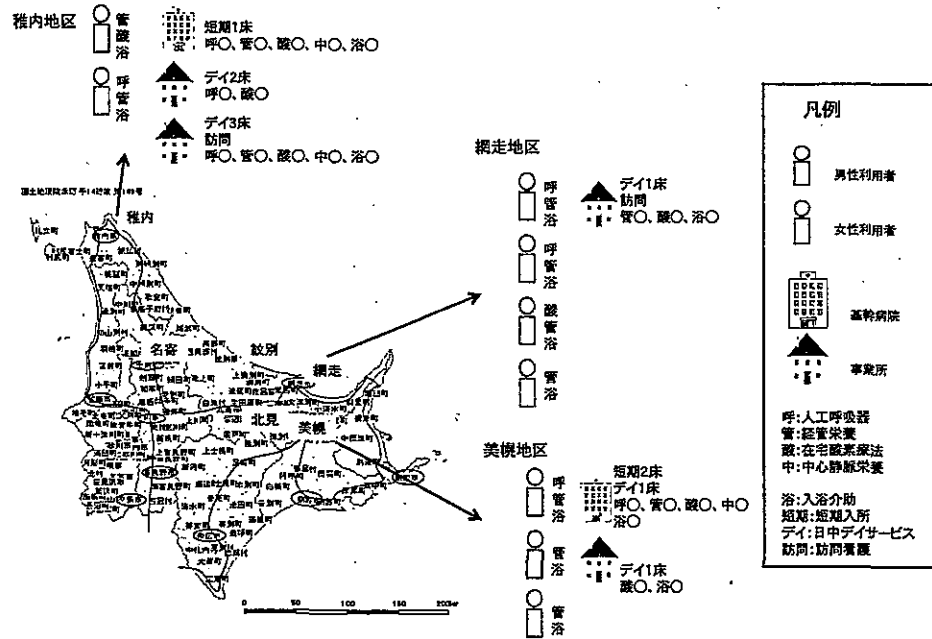
道北地域の在宅重症児者は 150 人程度と推定されるが、市町村単位で見ると数名以下であり、地域支援サービスを提供する事業者は少なく、近隣で支援課題を共有しあえるネットワークも極僅かである。また、地域基幹病院は重症児の特性に配慮した診療が困難な場合が多く、医療も含めた専門支援機関は北海道療育園のみである。

	<p>北海道療育園では短期入所事業、通園事業、巡回療育相談事業等の在宅支援を組織的に行っているが、当施設から遠方に居住する人たちの短期入所の利用率は低い。また、在宅人工呼吸管理者など濃厚な医療が必要な超重症児等の受け入れには病床に制限があり、適時利用できる状況になっていない。巡回療育相談事業や地域療育等支援事業による在宅訪問も居宅までの距離と移動時間の制限から年1回しか実施できず、日常発生する諸問題にタイムリーに対応できる体制がない。このように北海道に在住する在宅重症児と家族はまさに孤立状態にあるといっても過言ではない。</p>
<p>事業内容及び手法</p> <p>① 協議会の設置、コーディネーターの配置（人数や勤務体制等）や役割</p>	<p>●協議会の設置</p> <p>北海道療育園内に「重症心身障害児者地域生活モデル協議会」を設置し、以下の委員（5-10名）で構成する。</p> <ol style="list-style-type: none"> ①北海道重症心身障害児者を守る会 ②市町村保健福祉部担当者 ③上川管内特別支援教育ネットワーク「たいせつネット」（旭川養護学校など管内の特殊支援学校5校） ④児童発達支援事業所、短期入所事業所 ⑤北海道療育園関係職員 ⑥その他必要な関係者（旭川市自立支援協議会等） <p>●コーディネーターの配置</p> <p>北海道療育園支援事業部職員の中から1名を選任し、兼務とする。</p> <p>●協議会の役割</p> <p>本協議会は、北海道保健福祉部、児童相談所や地域の自立支援協議会などと協力して以下の調査・分析事業を行い、それに基づく支援体制の構築と機能強化のための提言、および事業者への支援等を総括する役割を担う（図2、3）。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 在宅重症児の地域生活の実態をアンケート調査や家庭訪問により把握し、過疎遠隔地での特殊性と課題を明確にする。 （およそ150家族を対象とする） 2. 支援事業者の分布、種類、能力をアンケート調査や訪問調査により把握し、在宅重症児の地域資源（シーズ）を地理学的に評価する。 （およそ50の病院・事業所を対象とする） 3. 在宅重症児の支援ニーズの分類項目化を行い、支援シーズ（支援事業者）とのマッチングを分析し、支援事業者相互の連携化を含めた改善策を提言する。



重症心身障害児者地域生活モデル協議会は地域の在宅医療支援の実態を把握し、支援事業者や行政に対し提言を行うとともに基幹病院や事業所に対し技術供与などの支援を行う。コーディネーターは各事業を調整する。

図2 重症心身障害児者地域生活モデル協議会とコーディネーターの役割



地域の重症心身障害児者の実態(人数、重症度、必要とする支援など)と支援資源の現状(事業所数、提供できる支援内容など)のマッチング状況を把握し、望ましい支援策を提言するための基礎資料とする

図3 実態調査概念図

② 重症児者や家族に対する支援

ICT(情報通信技術)を活用し、「親密感を感じられる顔の見える支援」体制を構築し、モデル的に実証事業を実施する。

●24時間相談支援システムの設置

北海道療育園支援事業部が窓口となり、24時間相談支援を行う。利用は登録制とし、テレビ電話システムによって「顔の見える支援」を行う。そのため、日中はコーディネーターが、夜間は事務当直等が対応する体制をつくる。専門的な相談では必要に応じて看護師や医師などと連携する。

(モデル事業として、数家族を対象とする)

● ICT 井戸端会議のための基盤構築

在宅重症児者と家族の孤立化対策の一つとして、遠隔地ゆえに互いに行き来が困難な家族同士（複数の家族を含む）であっても、テレビ電話やテレビ会議システムを活用してコミュニケーションを確保できるICT基盤を構築する。そこでは、お互いの余裕のある時間に会話を楽しみ、日頃の悩みや問題を共有しあうことができる。

(モデル事業として、数家族を対象とする)

● 巡回療育相談事業の改善

巡回療育相談事業（北海道の単独事業）は医師、看護師、機能訓練士などのチームが直接家庭訪問し、日頃の医療、療育に関する悩み等に対して直接「顔の見える支援」を行うことで、家族への安心を提供する。しかし、この事業は距離と移動時間の制限から年1回のみであり、年数回実施できる方策を検討する。また、ICTテレビ会議システムを活用し、在宅重症児者や家族と、医師、看護師、機能訓練士のチームが一同に会した遠隔巡回療育相談を開催できれば、大幅に頻度を増やすことが可能となる。しかし、直接訪問することが原点であり、ICTはその間を補う方策であることに留意する必要がある。

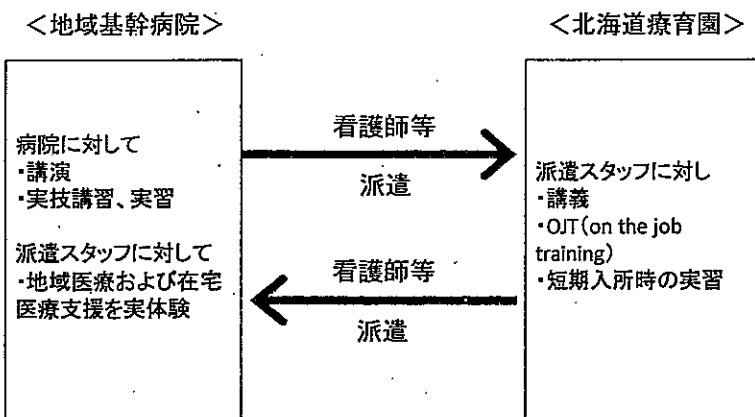
(モデル事業として、ICTテレビ会議システムを数家族を対象に実証運用する)

③ 地域における支援機能の向上

● 医療スタッフ交換研修による短期入所事業の拡大

短期入所事業を実施できない理由として、基幹病院スタッフに重症児者の療育の経験がないという不安や基幹病院設置者の理解不足がある。そのため、北海道療育園と地域基幹病院との職員（特に看護師、機能訓練士）の交換研修等を行い、地域の医療機関が短期入所事業を実施できるよう医療療育環境の整備を促す（図4）。この交換研修を通して、地域基幹病院側は短期入所事業のノウハウを修得できるとともに派遣されたスタッフによる講演や講習により療育や短期入所の必要性を学ぶことができる。一方施設側（北海道療育園）は在宅医療支援や地域医療を実地で学ぶことができる。この研修方法は一方向ではなく相互に研修できるということが大きな利点である。

(モデル事業として、北海道療育園職員数名と地域基幹病院1箇所数名を対象とする)



スタッフを相互に派遣することにより派遣されたスタッフと病院の双方に研修の場が提供される。北海道療育園に派遣されたスタッフは療育の研修を受けることができ、経験不足から生じる不安が解消され短期入所事業の推進に繋がる。一方、地域基幹病院に派遣された北海道療育園のスタッフは往診や訪問看護に同行することで地域医療や在宅医療支援を現場で研修することができる。

図4 短期入所事業の拡大を目指した相互交換研修

●職種連携による地域支援体制の強化

障害福祉サービス事業所や特別支援学校などに ICT テレビ会議システムを設置し、地域生活支援コーディネーターを介して情報の共有化を行い、各職種連携による一貫性のある支援を行う。
 (モデル事業として、障害福祉サービス事業所数箇所、特別支援学校1箇所を対象とする)

●重症児専門スタッフの派遣

北海道療育園の重症児医療療育の専門スタッフを地域の各種支援団体が主催する講演会や研修会などに派遣し、重症児者の理解と支援の必要性を自治体や病院・事業所設置者へ啓発するとともに地域の支援資源の機能向上を図る。
 (モデル事業として、数名を派遣する)

④ 地域住民に対する啓発

●「北療祭」併設の市民公開講座の開催

北海道療育園は入所者、家族、地域住民が一体となった祭りを公式行事として毎年9月に開催している。その参加者は例年5,000~6,000人を数える。この「北療祭」に合わせて重症児者に関する医療や福祉情報を発信する市民公開講座を開催し、重症児者の理解と支援の必要性を地域住民へ広く啓発する。

⑤ その他

●本事業に関わる研究論文発表と競争的研究資金の獲得

<研究論文>

平元 東, 三田勝己, 岡田喜篤, 赤滝久美, 宮治 眞, 早川富博: 情報技術 (IT) を活用した重症心身障害児 (者) の在宅支援 I. 生活実態とIT支援システムに関する調査. 重症心身障害学会誌 32 (1): 91-98 (2007)

平元 東, 三田勝己, 岡田喜篤, 赤滝久美, 宮治 眞, 早川富博: 情報技術 (IT) を活用した重症心身障害児 (者) の在宅支援 II. ITシステムの開発と実証運用. 重症心身障害学会誌 32 (1): 99-105 (2007)

三田勝己, 平元 東, 赤滝久美, 花岡知之, 渡壁 誠, 岡田喜篤: 重症心身障害児 (者) の在宅生活を支援する ICT (情報通信技術) システム - 3つの情報ネットワークモデルによる実証研究 -. 重症心身障害学会誌 37 (1): 125-132 (2012)

<競争的研究資金>

平成 20 年度三菱財団社会福祉事業・研究助成「ICT を活用した重症心身障害児 (者) の在宅ケア支援システムの実用化研究」(代表: 平元 東)
(400 万円)

重症心身障害児者の地域生活モデル事業所要額内訳書

1 国庫補助所要額

総支出予定額 (A)	寄付金その他の収入等 (B)	差し引き所要額 (A-B)	国庫補助所要額
6,000,950円	1,245,000円	4,755,950円	4,755千円

※「補助金所要額」は、「差し引き所要額」の千円未満の額を切り捨てた額を記入すること。

2 総支出予定額の内訳

区 分	支出予定額	積 算 内 訳
報 酬	0 円	
賃 金	160,000 円 <u>(自己資金分 160,000 円)</u>	アンケート調査分析 (10,000 円/1 日) <u>10,000 円×10 日×1 名=100,000 円</u> 訪問調査 (10,000 円/日) <u>10,000 円×3 日×2 名=60,000 円</u>
共済費	0 円	
諸謝金	1,800,000 円 <u>(自己資金分 600,000 円)</u>	協議会構成員謝礼 (@5,000 円/会議) 5,000 円×5 名×4 回=100,000 円 モデル事業協力者謝金 (@50,000 円) 50,000 円×20 名=1,000,000 円 交換研修者謝金 (@50,000 円) <u>50,000 円×4 名=200,000 円</u> 事業指導講師謝金 (@100,000 円/回) <u>100,000 円×1 名×4 回=400,000 円</u> 市民公開講座講師謝金 100,000 円×1 名×1 回=100,000 円

旅 費	1,966,000 円	<p>訪問調査旅費：旭川＝稚内、北見（2泊3日、JR@16,000/往復、宿泊費8,000円/日） $24,000 \text{ 円} \times 2 \text{ 名} \times 2 \text{ 回} = 128,000 \text{ 円}$</p> <p>モデル事業出張旅費：旭川＝稚内（3泊4日、JR@16,000/往復、宿泊費8,000円/日） $40,000 \text{ 円} \times 2 \text{ 名} \times 10 \text{ 回} = 800,000 \text{ 円}$</p> <p>交換研修出張旅費：旭川＝稚内（5泊6日、JR@16,000/往復、宿泊費8,000円/日） $56,000 \text{ 円} \times 2 \text{ 名} \times 2 \text{ 回} = 224,000 \text{ 円}$</p> <p>交換研修会議旅費：旭川＝稚内（1泊2日、JR@16,000/往復、宿泊費8,000円/日） $24,000 \text{ 円} \times 1 \text{ 名} \times 1 \text{ 回} = 24,000 \text{ 円}$</p> <p>講師出張旅費：名古屋＝旭川（3泊4日） $125,000 \text{ 円} \times 1 \text{ 名} \times 4 \text{ 回} = 500,000 \text{ 円}$</p> <p>スタッフ派遣事業旅費：(@20,000) $20,000 \text{ 円} \times 1 \text{ 名} \times 2 \text{ 回} = 40,000 \text{ 円}$</p> <p>市民公開講座講師旅費：100,000 円</p> <p>事業結果学会報告旅費： $150,000 \text{ 円} \times 1 \text{ 回} = 150,000 \text{ 円}$</p>
物品費	<u>380,000 円</u> (自己資金分 <u>380,000 円)</u>	<p><u>Webカメラ：Logicool C905m (@6,500 円)</u> $6,500 \text{ 円} \times 10 \text{ 台} = 65,000 \text{ 円}$</p> <p><u>Web 会議用マイクスピーカー：YAMAHA PJP-10UR (@31,500 円)</u> $31,500 \text{ 円} \times 10 \text{ 台} = 315,000 \text{ 円}$</p>

需用費 消耗品費	21,000 円	印刷用紙 (A4 500 枚@1000 円) 1000 円×5=5,000 円 封筒 (角 2 100 枚@1500 円) 1500 円×4=6,000 円 プリンタインク (@2,000 円) 2,000 円×5=10,000 円
印刷製本費	319,450 円	協議会アンケート封筒 (送り、返送@25 円) 25 円×400=10,000 円 協議会アンケート用紙 (@40 円) 40 円×200=8,000 円 協議会アンケート依頼状 (@5 円) 5 円×200=1,000 円 職種連携アンケート用紙 (@40 円) 40 円×10=400 円 職種連携アンケート依頼状 (@5 円) 5 円×10=50 円 報告書 (@3,000 円) 3,000 円×100 部=300,000 円
役務費 通信運搬費	31,500 円	協議会アンケート郵送費 : 200 箇所 (@150 円) 150 円×200 箇所=30,000 円 職種連携アンケート郵送費 : 10 箇所 (@150 円) 150 円×10 箇所=1,500 円
会議費	84,000 円	協議会会議食事・茶菓 (@2,000 円) 2,000 円×4 回×5 名=40,000 円 研修会会議食事・茶菓 (@2,000 円) 2,000 円×1 回×2 名=4,000 円 総括等会議食事・茶菓 (@2,000 円) 2,000 円×2 回×10 名=40,000 円
使用料及び賃借料	1,239,000 円 <u>(自己資金分 105,000 円)</u>	Web 会議システム : Live On クライアントソフトラ イセンス (@81,900 円/ライセンス) 81,900 円×10 ライセンス=819,000 円 同上使用料 (@月額 3,150 円/ライセンス) 3,150 円×10 ヵ月×10 ライセンス=315,000 円 <u>会議会場費 (@15,000 円)</u> <u>15,000 円×7 回=105,000 円</u>
合 計	6,000,950 円	

(注) 寄付金その他の収入等を充当する経費 (補助金を充当しない経費) には、下線を引くこと。

3 寄付金その他の収入等の内訳

区分	収入等予定額	積算内訳
団体の自己資金	1,245,000円	賃金：アンケート調査分析 100,000円 訪問調査 60,000円 諸謝金：交換研修者謝金 200,000円 事業指導講師謝金 400,000円 物品費：Webカメラ 65,000円 Web会議用マイクスピーカー 315,000円 使用料：会議室 105,000円
寄付金	0円	
参加費	0円	
その他	0円	
合計	1,245,000円	

事業実施スケジュール表

団 体 名：社会福祉法人 北海道療育園

	平成24年4月	5月	6月	7月	8月	9月
事業 実 施 内 容	【協議会】		▼ 会議①事業内容検討	アンケート作成・発送	集計・訪問調査	訪問調査・会議②
	【24時間相談支援システム】				ICT 機器設置・試験運用	実証運用
	【ICT 井戸端会議】				ICT 機器設置・試験運用	実証運用
	【巡回療育相談事業】				ICT 機器設置・試験運用	▼ 居宅訪問
	【交換研修】				▼ 会議（実施準備）	
	【職種連携】					
	【専門スタッフ派遣】				▼ 派遣	
	【公開市民講座】					開催準備

	10月	11月	12月	平成25年1月	2月	3月
事業 実 施 内 容	▼	▼		▼		
	【協議会】集計・分析	会議③結果報告・改善策検討		会議④まとめ	報告書作成	報告
	【24時間相談支援システム】	実証運用継続		記録分析・評価		
	【ICT 井戸端会議】	実証運用継続		記録分析・評価		
	▼	▼	▼			
	【巡回療育相談事業】ICT 訪問	居宅訪問	ICT 訪問	記録分析・評価		
	【交換研修】	実施①看護師	実施②機能訓練士 学会報告	評価・まとめ		
	【職種連携】		実態調査	分析・改善策提言		
▼	▼					
【専門スタッフ派遣】		派遣	評価			
【公開市民講座】						

(記入上の留意事項)

上記記載例を参考に、いつ・何をするか具体的なスケジュールを記載すること

役員名簿

団体名 社会福祉法人 北海道療育園

(1) 理事等

役職名	氏名	職業	常勤・非常勤の別	役員報酬の有無
●	●		●	●
●	●	●	●	●
●	●	●	●	●
●	●		●	●
●	●		●	●
●	●		●	●
●	●		●	●
●	●	●	●	●
●	●	●	●	●
				有・無

※ 「役職名」欄には団体の役職名を記入すること。(理事長、会長、代表、理事、取締役等)

※ 「役員報酬の有・無」は、いずれかに○を付すこと。

※ 既存の役員名簿により、この表の記載事項を全て網羅していれば、当該名簿で置き換えても差し支えない。

(2) 監事等


役職名	氏名	職業	常勤・非常勤の別	役員報酬の有無
●	●	●	●	●・●
●	●	●	●	●・●
				有・無
				有・無
				有・無

※ 「役職名」欄には団体の役職名を記入すること。(監事、監査役等)

※ 「役員報酬の有・無」は、いずれかに○を付すこと。

※ 既存の役員名簿により、この表の記載事項を全て網羅していれば、当該名簿で置き換えても差し支えない。

団体の概況書

団体名	社会福祉法人 北海道療育園		代表者名	理事長 江口 武
住所	〒071-8144 北海道旭川市春光台4条10丁目		代表電話	
団体設立年月日 〔任意団体設立〕	平成46年4月1日 〔 〕		職員数	690人（うち常勤662人）
会員数	人	会員資格		
事業内容	<p>第1種社会福祉事業</p> <p>(1) 障害児入所施設の経営</p> <p>(2) 障害者支援施設の経営</p> <p>第2種社会福祉事業</p> <p>(1) 障害福祉サービス事業の経営</p> <p>(2) 障害児通所支援事業の経営</p> <p>(3) 一般相談支援事業の経営</p> <p>(4) 特定相談支援事業の経営</p> <p>(5) 障害児相談支援事業の経営</p> <p>(6) 地域活動支援センターの経営</p> <p>(7) 生計困難者のために無料又は低額な料金で診療を行う事業</p>			
直近過去5年間の実績等 (活動内容)	<p>法人において次の福祉事業を行っている。</p> <p>①重症心身障害児施設 北海道療育園</p> <p>②重症心身障害児施設・療養病棟 美幌療育病院</p> <p>③重症心身障害児者通園事業（A型） 旭川通園事業所</p> <p>④重症心身障害児者通園事業（B型） 滝川通園事業所</p> <p>⑤障害者支援施設 旭川市つつじ学園（旭川市より運営委託）</p> <p>⑥知的障害者通所授産施設 ワークセンターぴぼる</p> <p>⑦グループホーム ソング、スマイル</p> <p>⑧地域活動支援センターあすなる（美幌町より運営委託）</p> <p>重症心身障害児者への支援においては、入所支援のほか在宅支援として次の内容を実施している。</p> <p>短期入所事業を北海道療育園（定員6名）、美幌療育病院（定員2名）で実施しており、平成23年度の利用実績は北海道療育園（利用件数373件、利用日数1,750日）、美幌療育病院（利用件数83件、利用日数383日）である。</p>			

通園事業では、旭川通園事業所（A型）が登録者42名で、利用者の居住地は旭川市を含め近隣7市町に及ぶ。また、滝川市において実施している滝川通園事業所（B型）は、登録者17名で7市町から利用している。

巡回療育相談を実施しており、平成23年度では北海道療育園が16市町、美幌療育病院は12市町に及ぶ。

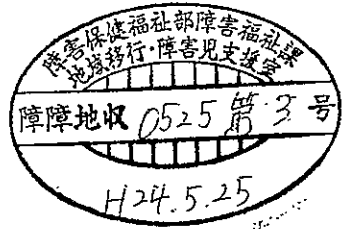
また、旭川市が行う障害児（者）地域療育等支援施設実施事業を受託し、訪問療育等指導事業、外来療育等指導事業、地域生活支援事業を行っている。

地域における関係機関との連携においては、旭川市自立支援協議会の「医療的ケアに関するチーム」を設置し、旭川市内の事業所、養護学校等が特定の課題について協議し、在宅重症心身障害児者の支援に努める。また、旭川市の新規事業として「重症心身障害者医療ケア支援事業」が、北海道療育園に位置付けられ予算化されることとなった。

なお、昨年度、北海道療育園看護師が、介護職員等が痰の吸引等を実施するための指導者講習を受講し、北海道より講師として委嘱され、痰の吸引の講師及びその指導者養成の研修講師として、各研修会場で講義を行っている。

医療における連携を図るため、昨年度、北海道療育園園長・平元東が中心となり「北海道重症心身障害医療研究会」を発足させる。これにより、重症心身障害に関する基礎的・臨床的研究を通じて知識の普及を図り、重症心身障害児者のQOLの向上に貢献し、北海道における医療支援のネットワーク作りを目指していく。

別紙 1



下志発第 74 号
平成 24 年 5 月 24 日

厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部
障害福祉課地域移行・障害児支援室長 殿

団体種別 独立行政法人国立病院機構
団体名称 下志津病院
代表者 職名 院長

氏名 末石



平成 24 年度重症心身障害児者の地域生活モデル事業の応募について

標記について、関係書類を添えて応募します。

(1) 補助を希望する事業の実施に係る次の書類

- 事業実施計画書 (別紙 2)
- 所要額内訳書 (別紙 3)
- 事業実施スケジュール表 (別紙 4)

(2) 団体の概要、活動状況に係る次の書類 (地方公共団体は提出不要)

- 定款又は寄付行為
- 役員名簿 (別紙 5)
- 団体の概況書 (別紙 6)
- 理事会等で承認を得た直近の事業実績報告書

※ 直近の事業実績報告書は、国立病院機構本部において作成しているため、提出はできない。

(3) 団体の経理状況に係る次の書類 (地方公共団体は提出不要)

- 平成 24 年度収入支出予算(見込)書抄本
- 理事会等で承認を得た直近の財務諸表 (貸借対照表、収支計算書、財産目録)、監事等による監査結果報告書

※ 監事等による監査結果報告書は、国立病院機構全体の監査結果報告書として機構本部が所有しているため、提出はできない。

<事務担当者の連絡先>

〒 284-0003
住所 千葉県四街道市鹿渡 934-5
所属 独立行政法人国立病院機構 下志津病院 経営企画室
氏名 [REDACTED]
TEL [REDACTED]
FAX [REDACTED]
E-mail [REDACTED]

重症心身障害児者の地域生活モデル事業実施計画書

団体名	独立行政法人国立病院機構
施設名	下志津病院
所在地	千葉県四街道市鹿渡934-5
事業担当者	
連絡先	
メールアドレス	

国庫補助所要額	4,800千円（「別紙3 所要額内訳書」の額と一致）
事業実施予定期間	平成24年6月1日 から 平成25年3月31日
事業の目的	千葉県内の重症心身障害児者及びその家族が地域で安心・安全に生活できるようにするため、当院に医療、福祉、教育等の各分野をコーディネートする者を配置するとともに、関係する分野との協働による総合的な地域支援体制を構築・整備して、地域生活支援の向上を図ることを目的とする。
重症心身障害児者の地域生活に係る事業実施地域の現状と課題	千葉県内の重症心身障害児者の地域生活に係る現状と課題を把握し、解決していくために、これまで種々の調査・研究を実施してきた。千葉県は人口約620万人に対して、重症心身障害病床は、国立病院機構2病院の240床と公法人立3施設160床の合計400床で、人口当たりでは全国平均の半分以下であり、長期入院の病床は常時満床の状態が続いている。短期入所用病床も合計で28床にとどまっており、不足している現状がある。千葉県の在宅の重症心身障害児者は、平成19年に実施したアンケート調査で直接把握できただけでも400名を数える。病院小児科でフォローされている重症心身障害児は、平成22年に実施した調査で190名を数えることが判明した。このような背景があるため、千葉県内の小児科（PICU等）と新生児科（NICU等）では重症心身障害児の長期入院が多く、平成22年～23年度に実施した調査で、長期入院患者数は平成22年度44名、平成23年度53名であることが判明した。内訳では、人工呼吸器使用中の超重症児が多く（平成22年度32名、平成23年度37名）、全体の半数は病状から在宅移行不可能と考えられ、重症心身障害児施設等への移行が待たれているが、「在宅移行可能だが介護力の面から在宅移行困難」と考えられたケースが両年度ともに17名であった。このようなケースの在宅移行促進を目的に平成22年度より周産期医療対策事業として地域療育支援施設運営事業と日中一時支援事業（千葉県では一時支援事業）が開始された。当院でも、従来からの短期入所ならびに通園事業による在宅重症心身障害児者支援

	<p>に加えて、平成22年度より小児科病棟にて契約病床数2床で一時支援事業を開始した。平成23年度の当院の実績は、216件・のべ652日であり、平成24年度も在宅人工呼吸器管理の患者を中心に利用が増加している。</p> <p>千葉県重症心身障害児者の地域生活に係る最大の課題は、重症心身障害児者に対する在宅支援サービスがまだまだ不十分であることである。そのために在宅移行できずに病院小児科（PICU等）や新生児科（NICU等）に長期入院している重症心身障害児が多いという課題を抱えており、早急に改善していく必要がある。方策としては、在宅支援サービス自体を拡充していくことが一番重要ではあるが、一方で、地域で生活する重症心身障害児者に対する総合的な地域支援体制が確立できていない現状もあるため、現在利用できる在宅支援に係わるサービスを上手にコーディネートしていくことができれば、重症心身障害児の在宅移行の促進や地域生活の向上を期待することができる。</p>
<p>事業内容及び手法</p> <p>① 協議会の設置、コーディネーターの配置（人数や勤務体制等）や役割</p> <p>② 重症児者や家族に対する支援</p>	<p>※ それぞれの項目について、地域課題と解決のための取組（予定）をセットにして具体的に記入すること</p> <p>千葉県重症心身障害地域生活支援ネットワーク協議会を設置する。構成メンバーは、千葉県内の重症心身障害児施設3施設と国立病院機構の指定医療機関2病院（当院と千葉東病院）、多数の重症心身障害児をフォローしている千葉県内の大学病院（千葉大学医学部附属病院、東京女子医大八千代医療センター、帝京大学千葉医療センターなど）、新生児科・小児科の主要な病院（千葉県こども病院など）、重症心身障害児の在宅医療を推進している診療所（あおぞら診療所など）、障害児発達支援事業所、重症心身障害児者に対応可能な訪問看護ステーションなど。</p> <p>当院に重症心身障害児地域生活支援コーディネーター（週28時間の非常勤職員、若干名）を配置する。上記のネットワーク協議会で、連絡調整会議を定期的に行う。担当コーディネーターは、上記のネットワーク協議会に参加している新生児科・小児科に入院中の重症心身障害児の在宅移行支援に参画するとともに、千葉県内の在宅で生活している重症心身障害児者の種々の施設や施策の利用をコーディネートする。</p> <p>千葉県内の新生児科・小児科の主要な病院に入院中で在宅移行の可能性がある重症児者や家族に対して、各病院の担当者と協力して、本事業のコーディネーターが中心となって、在宅移行をコーディネートする。</p> <p>すでに在宅で生活している重症児者や家族に対して、本事業のコーディネーターが中心となって、上記のネットワーク協議会参加施設の利用等を中心に種々の在宅支援サービスをコーディネ</p>

	<p>ートする。</p>
<p>③ 地域における支援機能の向上</p>	<p>上記のネットワーク協議会で、連絡調整会議を定期的を開催し、参加施設同士の連携を深めていくことにより、地域の重症児者や家族に対する支援機能を向上させる。</p> <p>上記のネットワーク協議会や自治体を通じて、地域の重症児者や家族に対して地域生活に活用できるサービスの周知をはかることにより、地域の重症児者や家族に対する支援機能を向上させる。</p>
<p>④ 地域住民に対する啓発</p>	<p>これまで運営してきた千葉県重症心身障害連絡協議会年度大会・研修会は、千葉県・千葉市・千葉県小児科医会等の後援を得ており、無料での市民参加が可能であり、地域住民に参加を促す広報活動も行いながら、重症心身障害児者に関する地域住民に対する啓発を続けてきている。今後も、同様の活動を続けるとともに、新たな市民公開講座を実施することにより、地域住民に対する啓発を進めていく。</p>
<p>⑤ その他 (調査・研究)</p>	<p>千葉県内の重症心身障害児者の地域生活に係る現状と課題を把握し、解決していくために、今後も、千葉県重症心身障害連絡協議会や千葉県小児科医会等と協力して、調査・研究を推進していく。</p>

重症心身障害児者の地域生活モデル事業所要額内訳書

1 国庫補助所要額

総支出予定額 (A)	寄附金その他の収入等 (B)	差し引き所要額 (A-B)	国庫補助所要額
4,800,365円	0円	4,800,365円	4,800千円

※「補助金所要額」は、「差し引き所要額」の千円未満の額を切り捨てた額を記入すること。

2 総支出予定額の内訳

区 分	支出予定額	積 算 内 訳
報 酬	3,254,160円	支出目的、単価、人数等が分かるように記載すること コ－テイナー配置 3人×1,490円×28h×26週=3,254,160円
賃 金	200,000	集計、資料作成 4人×1,000円×50h=200,000円
共済費	27,000	コ－テイナー雇用保険料 3人×1,000円×9月=27,000円
諸謝金	240,000	会議及び公開講座講師 2人×30,000円×4回=240,000円
旅 費	120,000	会議出席旅費 50人×800円×3回=120,000円
需用費 消耗品費	401,205 265,755	コピー用紙500枚 100枚×600円=60,000円 トナー 10個×5,000円=50,000円 ラベルライター 1個×28,000円=28,000円 " カートリッジ 10個×1,500円=15,000円 シャープン 20本×100円=2,000円 替芯 10個×200円=2,000円 ボールペン 20本×100円=2,000円 マーカー 20本×100円=2,000円 ノート 30冊×200円=6,000円 封筒 長3 600枚×6円=3,600円 封筒 角2 800枚×15円=12,000円 ケースファイル 20冊×300円=6,000円 クリアファイル 50冊×110円=5,500円 USBメモリー 10個×5,000円=50,000円 電卓 3個×3,000円=9,000円 小計 253,100×1.05=265,755円
印刷製本費	135,450	報告書 200部×540円=108,000円 封筒 1400枚×15円=21,000円 小計 129,000円×1.05=135,450円
役務費 通信運搬費	180,000 180,000	郵便切手 80円×250枚=20,000円 郵便切手 200円×200枚=40,000円 往復はがき 100円×400枚=40,000円 ゆうパック 100件×800円=80,000円
会議費	126,000	会議茶菓 50人×800円×3回×1.05=126,000円
使用料及び賃借料	252,000	会議場借料 3回×80,000円×1.05=252,000円
合 計	4,800,365円	

(注) 寄附金その他の収入等を充当する経費(補助金を充当しない経費)には、下線を引くこと。

事業実施スケジュール表

団体名：独立行政法人 国立病院機構 下志津病院

	平成24年4月	5月	6月	7月	8月	9月
事業実施内容			千葉県重症心身障害地域生活支援ネットワーク協議会の立ち上げ	千葉県重症心身障害連絡協議会年度大会・研修会の機会を利用して、地域生活支援に関する広報と地域住民に対する啓発を行う		千葉県重症心身障害地域生活支援ネットワーク協議会・第1回連絡調整会議開催
	10月	11月	12月	平成25年1月	2月	3月
事業実施内容	千葉県重症心身障害地域生活支援ネットワーク協議会参加施設における長期入院重症児の在宅移行推進のためのコーディネートの実施					
	各施設や自治体と協力しての各地域で生活する重症児と家族に対する在宅支援サービスに係わるコーディネートの実施					
			千葉県重症心身障害地域生活支援ネットワーク協議会・第2回連絡調整会議開催	市民公開講座を開催し、地域生活支援に関する広報と地域住民に対する啓発を行う		千葉県重症心身障害地域生活支援ネットワーク協議会・第3回連絡調整会議開催

(記入上の留意事項)

上記記載例を参考に、いつ・何をするか具体的なスケジュールを記載すること。

役員名簿

団体名 独立行政法人国立病院機構下志津病院

(1) 理事等

役職名	氏名	職業	常勤・非常勤の別	役員報酬の有無
██████	██████	██████	██████	██
██████	██████	██████	██████	██
██████	██████	██████	██████	██
██████	██████	██████	██████	██
██████	██████	██████	██████	██
██████	██████	██████	██████	██
██████	██████	██████	██████	██
██████	██████	██████	██████	██

(2) 監事等


役職名	氏名	職業	常勤・非常勤の別	役員報酬の有無

※ 「役職名」欄には団体の役職名を記入すること。(監事、監査役等)

※ 「役員報酬の有・無」は、いずれかに○を付すこと。

※ 既存の役員名簿により、この表の記載事項を全て網羅していれば、当該名簿で置き換えても差し支えない。

団体の概況書

団体名	独立行政法人国立病院機構 下志津病院		代表者名	末石 眞
住所	〒284-0003 千葉県四街道市鹿渡934-5		代表電話	
団体設立年月日 〔任意団体設立〕	平成16年4月1日		職員数	430人（うち常勤380人）
会 員 数	なし	会員資格	なし	
事業内容	<ul style="list-style-type: none"> ・医療の提供（政策医療：成育医療、重症心身障害、筋ジストロフィー、免疫異常） ・医療に関する調査及び研究 ・医療技術者の育成 			
直近過去5年間の実績等 （活動内容）	<p>1. 千葉県重症心身障害連絡協議会の運営（平成2年度より継続中）</p> <p>千葉県内の重症心身障害児施設3施設、国立病院機構の指定医療機関2病院（当院と千葉東病院）、千葉県重症心身障害通園協議会、千葉県重症児を守る会とで構成している千葉県重症心身障害連絡協議会を会長施設・事務局施設として運営している。千葉県・千葉市・千葉県小児科医会等の後援を得て、千葉県重症心身障害連絡協議会年度大会・研修会を毎年開催している。無料での市民参加が可能であり、地域住民に参加を促す広報活動も行いながら、施設入所中ならびに在宅生活中の重症心身障害児者のQOL向上のための活動や重症心身障害児者と家族の支援の向上のための活動ならびに重症心身障害児者に関する地域住民に対する啓発を続けてきている。</p> <p>昨年度から本協議会の参加施設の実務担当者が定期的な会合を持つことにより、協同して、千葉県内の新生児科・小児科の主要な病院に入院中で在宅移行の可能性がある重症児の在宅移行支援や在宅生活中の重症児者や家族の支援を実施している。</p>			

2. 重症心身障害病棟の運営

指定医療機関として重症心身障害病棟120床を運営している。ポストNICU等の超重症児を積極的に受け入れており、ポストNICU児は平成23年度1名、平成24年度1名の新入院を受け入れており、現在合計5名を受け入れている。

6床を空床利用の形で短期入所・短期医療入院に利用し、平成23年度は、のべ1665日の受け入れをおこなった。現在の利用登録者数は87名で、うち人工呼吸器管理を必要とする超重症児者は20名で、利用実績も多い。

3. 重症心身障害児者通園事業と重症心身障害児者を対象とした障害児発達支援事業・放課後等デイサービス事業・生活介護事業

平成14年度より重症心身障害児者を対象にしたB型通園事業を開始した。平成23年度の利用実績は、登録利用者数19名で、一日当たり平均6.8名であった。平成24年度からは制度変更に伴い、重症心身障害児者を対象とした障害児発達支援事業、放課後等デイサービス事業、生活介護事業を開始している。現在の登録利用者数は、重症心身障害児3名、重症心身障害者15名である。

4. 周産期医療対策事業の在宅移行児童日中一時支援事業（千葉県では一時支援事業）

平成22年度より、周産期対策事業の在宅移行児童日中一時支援事業（千葉県では一時支援事業）を開始した。一般小児科病棟の一部（平成22～23年度の契約病床数は2床、24年度は4床を申請）を用いて、気管切開以上の呼吸管理が必要な児童の一時支援入院を受け入れている。当院の場合、利用者のほぼ全員が重症心身障害児である。昨年度の実績は、日帰り入院が138件（138日）、宿泊を伴う入院が78件・のべ514日で、合計のべ652日の利用があった。年々、登録利用者が増加しており、現在の登録利用者数は16名である。

5. 一般小児科病棟での重症心身障害児者の入院受け入れと在宅医療への移行支援

千葉県では全ての施設で重症心身障害病棟が常時満床であるが、当院では3年前より重症心身障害病棟で診療することが比較的困難な低年齢（主に0歳～2歳）のポストNICU児等の超重症児の長期入院を一般小児科病棟で受入れている。周産期対策事業の在宅移行児童一時支援事業に加えて、平成23年度は4名のポストNICU児の長期入院を受け入れ、現在、合計5名の低年齢の超重症児を受け入れている。なお、これらの低年齢の長期入院児は就学年齢になる前までには重症心身障害病棟に転棟する予定としている。

当院では、周産期医療対策事業の地域療育支援施設運営事業は、まだ受託していないが、以前より24時間365日の小児科医の勤務体制を

組むなど、受託要件をすべて満たして、ポストNICU児等の超重症児等が自宅等で急性増悪したときに常時受け入れる体制を整備しており、これまで多くの重症心身障害児者の病状急変時の緊急入院受入れを実施してきている。また他病院から依頼されたケースを中心に、ポストNICU児等の在宅医療への移行支援を実施してきている。

6. 調査・研究

重症心身障害児者の地域生活に係る現状と課題を把握し、解決していくために、これまで種々の調査・研究を実施してきた。

(1) 平成19年、千葉県重症心身障害連絡協議会と千葉県小児科医会との共同研究で、在宅で生活している重症児者の家族を対象にしたアンケート調査を実施した。約1000名の重症児者の家族にアンケートを依頼し、401名の重症児者の家族から返答を得て、解析結果を第62回国立病院総合医学会等で発表した。(「医療」第63巻11号(2009年) P720-P726「重症化した重症心身障害児(者)の在宅支援」)

(2) 平成19~20年度、国立病院機構共同臨床研究「障害者自立支援法における重症心身障害児(者)への支援のあり方に関する総合的・実践的研究(主任研究者:西間三馨)の分担研究として「障害者自立支援法施行後の在宅重症心身障害児者の実態」に関する研究を担当し、報告した。(共同研究報告書(2009年) P16-P21)

(3) 平成20~22年度、厚生労働省 精神・神経疾患開発費(20委-14)「重症心身障害児(者)の病因・病態解明、治療・療育、および施設のあり方に関する研究」(主任研究者:佐々木征行)の分担研究として「障害者自立支援法にかかわる福祉サービス業務に関する研究」を担当し、報告した。(総括研究報告書(2012年) P121-P151)

(4) 平成22年、千葉県小児科医会との共同研究で、千葉県の病院小児科で実施されている在宅医療の実態について調査し、解析結果を第114回日本小児科学会学術集会で発表・報告した。

(5) 平成22年~23年、千葉県小児科医会との共同研究で、千葉県の小児科・新生児科に長期入院している重症心身障害児者実態と在宅移行児童一時支援事業について調査し、解析結果を第54回日本小児神経学会で発表・報告した。

別紙 1



守る会発 第24035号
平成24年 5月25日

厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部
障害福祉課地域移行・障害児支援室長 殿

団体種別 社会福祉法人
団体名称 全国重症心身障害児（者）を守る会
代表者 職名 会長

氏名 北 浦 雅 子



平成24年度重症心身障害児者の地域生活モデル事業の応募について

標記について、関係書類を添えて応募します。

(1) 補助を希望する事業の実施に係る次の書類

- 事業実施計画書（別紙2）
- 所要額内訳書（別紙3）
- 事業実施スケジュール表（別紙4）

(2) 団体の概要、活動状況に係る次の書類（地方公共団体は提出不要）

- 定款又は寄付行為
- 役員名簿（別紙5）
- 団体の概況書（別紙6）
- 理事会等で承認を得た直近の事業実績報告書

(3) 団体の経理状況に係る次の書類（地方公共団体は提出不要）

- 平成24年度収入支出予算（見込）書抄本
- 理事会等で承認を得た直近の財務諸表（貸借対照表、収支計算書、財産目録）、監事等による監査結果報告書

<事務担当者の連絡先>

〒 154-0005
住所 東京都世田谷区三宿 2-30-9
所属 法人本部事務局
氏名 [REDACTED]
TEL [REDACTED]
FAX [REDACTED]
E-mail [REDACTED]

重症心身障害児者の地域生活モデル事業実施計画書

団体名	社会福祉法人 全国重症心身障害児（者）を守る会
施設名	あけぼの学園（児童発達支援事業・生活介護事業） 及び重症心身障害児療育相談センター
所在地	東京都世田谷区三宿2-30-9
事業担当者	
連絡先	Tel [REDACTED] Fax [REDACTED]
メールアドレス	[REDACTED]
国庫補助所要額	3,024千円
事業実施予定期間	平成24年6月1日 から 平成25年3月31日
事業の目的	あけぼの学園（児童発達支援事業・生活介護事業所）と、重症心身障害児療育相談センター（以下「重症児センター」という・重症心身障害児（者）の療育相談）が所在する東京都世田谷区において、当事者（保護者）、行政、医療、福祉、教育等の各機関の職員で構成する重症心身障害児者地域生活モデル協議会（以下「協議会」という）を設置し、地域における重症心身障害児（者）（以下「重症児者」という）の実態把握、重症児者の地域資源の評価、重症児者の必要な支援体制の構築及びその運営評価、改善等を行う。
重症心身障害児者の地域生活に係る事業実施地域の現状と課題	世田谷区は人口が87万人を超え、人口の少ない地方の県をも超える都内で最大規模の地方自治体である。区内には250名を超える重症児者がいると推計されているが、その大半が在宅生活をしている。 そうした中で、世田谷区内の重症児者の日中活動の場は2か所（利用人員1日45人）であり、また、短期入所のベッド数も都内全域で12施設100床と、利用したい時に希望する日数の利用ができない状況にある。これらの重症児者の地域生活を維持・継続するためには在宅福祉施策をより充実させる必要がある。
事業内容及び手法	① 協議会の設置、コーディネーターの配置（人数や勤務体制等）や役割 重症児センターのケースワーカーをコーディネーターとして位置づけ、当事者（保護者）、世田谷区、（独）国立成育医療センター、あけぼの学園、東京都立東部療育センター、東京都立光明特別支援学校、訪問看護事業部、訪問看護ステーション等の関係機関の職員で構成する協議会を設置し、区内の重症児者の実態を把握するとともに、NICU退院後の重症児等への支援の在り方や特別支援学校卒業後の進路等個別の案件について、関係機関が連携して支援方を構築することにより、重症児者が地域生活を継

	<p>続するための各種の支援を行う。</p> <p>また、協議会の下に実行委員会を組織し、コーディネーターと協力しながら協議会活動を機動的に支え、ニーズに応じて関係者の連絡調整を効果的に図ることとする。</p> <p>NICUを退院して在宅生活をする重症児者の場合には、人工呼吸器装着や酸素吸入などの濃厚な医療的ケアが必要であり、母親の体力的・精神的疲労は極限状態にあることから、これらの家庭に対してどのような医療・福祉による支援体制が必要かを考察し、提言をする。</p>
<p>② 重症児者や家族に対する支援</p>	<p>重症児センターを重症児者の相談支援事業所として位置付け、計画相談支援や基本相談支援を行う。</p> <p>また、家族揃っての外出の機会が少ない重症児者とその家族及びきょうだいによるデイキャンプを実施する。デイキャンプでは、行事を通じて保護者、重症児者及びそのきょうだいの仲間づくりを図る。</p>
<p>③ 地域における支援機能の向上</p>	<p>保育所の保育士、学校の教員、訪問看護ステーションの看護師等に対して、医療型障害児入所施設等の医師・看護師等が重症児者の看護、介護に関する支援技術等について、研修会を実施又は学校等に赴いての現地指導を行う。</p>
<p>④ 地域住民に対する啓発</p>	<p>協議会のメンバー及びその機関を通じて、当会で作成しているパンフレット（いのちゆたかに）を配布するとともに、説明会を通じて重症児者の理解の促進に努める。</p>
<p>⑤ その他</p>	

重症心身障害児者の地域生活モデル事業所要額内訳書

1 国庫補助所要額

総支出予定額 (A)	寄付金その他の収入等 (B)	差し引き所要額 (A-B)	国庫補助所要額
3,024,820円	820円	3,024,000円	3,024千円

※「補助金所要額」は、「差し引き所要額」の千円未満の額を切り捨てた額を記入すること。

2 総支出予定額の内訳

区 分	支出予定額	積 算 内 訳
報 酬	円 720,000	支出目的、単価、人数等が分かるように記載すること。 非正規職員の報酬 8,000円×10日×9月=720,000円
諸謝金	1,333,320	協議会出席謝金 22,222円×4名×7回=622,216円 実行委員会出席謝金 22,222円×3名×7回=466,662円 説明会講師謝金 22,222円×1名×1回=22,222円 研修会・実地指導講師謝金 22,222円×2名×5回=222,220円
旅 費	67,000	協議会出席旅費 区内交通費 500円×4名×7回=14,000円 都内交通費 1,000円×3名×7回=21,000円 実行委員会出席旅費 区内交通費 500円×2名×7回=7,000円 都内交通費 1,000円×2名×7回=14,000円 説明会講師旅費 都内交通費 1,000円×1名×1回=1,000円 研修会・実地指導講師謝金 都内交通費 1,000円×2名×5回=10,000円

需用費	350,000	消耗品費：50,000円 用紙・文房具・デイキャンプ時活動材料費等 印刷製本費：300,000円 パンフレット（いのちゆたかに）印刷費
役務費	20,000	通信運搬費：20,000円 協議会・実行委員会・説明会案内発送等
会議費	374,500	協議会：210,000円 お弁当代：2,000円×12名×7回=168,000円 お茶代：500円×12名×7回=42,000円 実行委員会：122,500円 お弁当代：2,000円×7名×7回=98,000円 お茶代：500円×7名×7回=24,500円 説明会：2,000円 講師お水代等：2,000円 デイキャンプ：40,000円 参加者お弁当・茶菓子代等：40,000円
使用料及び 賃借料	160,000	説明会会場借料：10,000円 デイキャンプバス借上げ代：150,000円
合 計	3,024,820	



(注) 寄付金その他の収入等を充当する経費（補助金を充当しない経費）には、下線を引くこと。

3 寄付金その他の収入等の内訳

区分	収入等予定額	積算内訳
団体の自己資金 寄付金 参加費 その他	円 820	法人からの繰入金
合計	820	

事業実施スケジュール表

団体名: (福)全国重症心身障害児(者)を守る会

	平成24年4月	5月	6月	7月	8月	9月
事業実施内容						
	<p>○障害児者相談支援の実施</p> <p>○協議会(1回目) ○協議会(2回目) ○協議会(3回目)</p> <p>○実行委員会(ニーズに応じて定期的に実施)</p> <p>○デイキャンプの実施</p> <p>○研修会・実地指導 ○研修会・実地指導</p>					
	10月	11月	12月	平成25年1月	2月	3月
事業実施内容						
	<p>○障害児者相談支援の実施</p> <p>○協議会(4回目) ○協議会(5回目) ○協議会(6回目) ○協議会(7回目)</p> <p>○説明会の実施</p> <p>○研修会・実地指導 ○研修会・実地指導 ○研修会・実地指導</p>					

(記入上の留意事項)

上記記載例を参考に、いつ・何をするか具体的なスケジュールを記載すること。

■	■	■	■	■
■	■	■	■	■
■	■	■	■	■
■	■	■	■	■

※ 「役職名」欄には団体の役職名を記入すること。(理事長、会長、代表、理事、取締役等)

※ 「役員報酬の有・無」は、いずれかに○を付すこと。

※ 既存の役員名簿により、この表の記載事項を全て網羅していれば、当該名簿で置き換えても差し支えない。

(2) 監事等


役職名	氏名	職業	常勤・非常勤の別	役員報酬の有無
■	■	■	■	○・○
■	■	■	■	○・○
				有・無
				有・無
				有・無

※ 「役職名」欄には団体の役職名を記入すること。(監事、監査役等)

※ 「役員報酬の有・無」は、いずれかに○を付すこと。

※ 既存の役員名簿により、この表の記載事項を全て網羅していれば、当該名簿で置き換えても差し支えない。

団体の概況書

団体名	社会福祉法人 全国重症心身障害児（者）を 守る会	代表者名	会長 北浦 雅子
住所	〒154-0005 東京都世田谷区三宿 2-30-9	代表電話	
団体設立年月日 〔任意団体設立〕	平成41年4月28日 〔平成39年6月13日〕	職員数	949人（うち常勤713人）
会員数	639人	会員資格	法人の目的に賛同する者
事業内容	<p>（1）第1種社会福祉事業</p> <p>① 重症心身障害児施設の経営</p> <p>（2）第2種社会福祉事業</p> <p>① 在宅の重症心身障害児（者）の療育指導相談事業及び一般児童の福祉増進に関する相談事業</p> <p>② 障害福祉サービス事業の経営</p> <p>（3）公益事業</p> <p>① 重症心身障害児（者）通園事業</p> <p>② 日中一時支援事業</p> <p>③ 緊急一時保護事業</p> <p>④ 小児慢性疾患及び筋・神経難病疾患の医療事業</p> <p>⑤ 重症心身障害児等の医療事業</p> <p>⑥ 在宅重症心身障害児（者）訪問看護事業</p> <p>⑦ おもちゃライブラリー事業</p> <p>⑧ 重症心身障害児（者）の療育思想の指導誌及び印刷物の発行 その他による普及徹底</p> <p>⑨ 重症心身障害児（者）に関する調査研究</p> <p>⑩ 重症心身障害児（者）の問題に関する連絡調整</p>		
直近過去5年間の実績等 （活動内容）	<p>・相談事業（通信相談・家庭訪問相談・在宅心身障害児（者）療育相談事業）を昭和39年から実施。</p> <p>【平成23年度】</p> <p>1. 重症心身障害児者の地域生活の実態に関する調査研究事業の実施</p> <p>2. 巡回療育相談の実施 平成23年11月～24年2月、福島県支部・奈良県支部・島根県支部・広島県支部・愛媛県支部</p> <p>3. 集団指導療育キャンプの実施</p>		

	<p>平成 23 年 7 月～11 月、北海道支部・宮城県支部・群馬県支部・千葉県支部・石川県支部・大阪支部・長崎県支部</p> <p>4. 保護者研修の実施 平成 23 年 10 月～11 月、東京都支部・滋賀県支部</p> <p>5. 指導誌「両親の集い」を年 11 回発行</p>
	<p>【平成 22 年度】</p> <p>1. 平成 22 年 4 月、「中野区立療育センターアポロ園」の運営を中野区より受託</p> <p>2. 平成 22 年 6 月、第 47 回重症心身障害児（者）を守る全国大会を岡山県岡山市において開催</p> <p>3. きょうだい支援事業の実施 平成 22 年 8 月～23 年 1 月、北海道支部・東京都支部・鳥根県支部・愛媛県支部</p> <p>4. 巡回療育相談の実施 平成 22 年 10 月～23 年 2 月、福島県支部・千葉県支部・奈良県支部・鳥根県支部・広島県支部・愛媛県支部</p> <p>5. 集団指導療育キャンプの実施 平成 22 年 8 月～11 月、栃木県支部・千葉県支部・新潟県支部・愛知県支部・大阪支部・岡山県支部・広島県支部・高知県支部</p> <p>6. 交流キャンプの実施 平成 22 年 7 月～11 月、北海道支部・岩手県支部・宮城県支部・群馬県支部・徳島県支部・長崎県支部・熊本県支部・沖縄県支部</p> <p>7. 保護者研修の実施 平成 22 年 11 月～23 年 2 月、石川県支部・三重県支部</p> <p>8. 指導誌「両親の集い」を年 11 回発行</p>
	<p>【平成 21 年度】</p> <p>1. 平成 21 年 9 月、創立 45 周年記念大会を東京都品川区において開催</p> <p>2. きょうだい支援事業の実施 平成 21 年 8 月～22 年 2 月、北海道ブロック・東海・北陸ブロック・中国ブロック・四国ブロック</p> <p>3. 巡回療育相談の実施 平成 21 年 10 月～22 年 3 月、福島県支部・奈良県支部・広島県支部・愛媛県支部・熊本県支部・長崎県支部</p> <p>4. 集団指導療育キャンプの実施 平成 21 年 8 月～22 年 3 月、宮城県支部・栃木県支部・東京都支部・新潟県支部・石川県支部・大阪支部・熊本県支部</p> <p>5. 交流キャンプの実施</p>

	<p>平成 21 年 8 月～11 月、北海道支部・青森県支部・群馬県支部・愛知県支部・徳島県支部・長崎県支部・沖縄県支部</p> <p>6. 保護者研修の実施</p> <p>平成 21 年 11 月～22 年 1 月、東京都支部・岡山県支部</p> <p>7. 指導誌「両親の集い」を年 11 回発行</p>
	<p>【平成 20 年度】</p> <p>1. 平成 20 年 6 月、第 45 回重症心身障害児（者）を守る全国大会を北海道札幌市において開催</p> <p>2. きょうだい支援事業の実施 平成 20 年 7 月～12 月、東北ブロック・関東・甲信越ブロック・近畿ブロック・九州・沖縄ブロック</p> <p>3. 巡回療育相談の実施 平成 20 年 10 月～21 年 3 月、岐阜県支部・奈良県支部・兵庫県支部・島根県支部・広島県支部・愛媛県支部</p> <p>4. 集団指導療育キャンプの実施 平成 20 年 8 月～11 月、北海道支部・青森県支部・栃木県支部・東京都支部・新潟県支部・岡山県支部・高知県支部・福岡県支部</p> <p>5. 交流キャンプの実施 平成 20 年 8 月～10 月、宮城県支部・群馬県支部・神奈川県支部・大阪支部・徳島県支部・愛媛県支部・長崎県支部・熊本県支部</p> <p>6. 保護者研修の実施 平成 20 年 11 月～21 年 2 月、埼玉県支部・東京都支部</p> <p>7. 指導誌「両親の集い」を年 11 回発行</p>
	<p>【平成 19 年度】</p> <p>1. 平成 19 年 6 月、第 44 回重症心身障害児（者）を守る全国大会を兵庫県神戸市において開催</p> <p>2. 重症心身障害児（者）における家族・地域支援システム構築に関する調査研究の実施</p> <p>3. きょうだい支援事業の実施 平成 19 年 10 月～20 年 2 月、北海道ブロック・東海・北陸ブロック・中国ブロック・四国ブロック</p> <p>4. 巡回療育相談の実施 平成 19 年 10 月～20 年 3 月、岐阜県支部・福島県支部・愛媛県支部・広島県支部・奈良県支部・熊本県支部</p> <p>5. 集団指導療育キャンプの実施 平成 19 年 7 月～11 月、熊本県支部・群馬県支部・徳島県支部・東京都支部・大阪支部・福岡県支部・栃木県支部・高知県支部</p> <p>6. 交流キャンプの実施 平成 19 年 7 月～11 月、長崎県支部・島根県支部・青森県支部・神奈川県支部・北海道支部・宮城県支部・岩手県支部・沖縄県支部</p>

	<p>7. 保護者研修の実施 平成19年10月～11月、静岡県支部・岡山県支部</p> <p>8. 指導誌「両親の集い」を年11回発行</p>
--	---

(記入上の留意事項)

(1) 「団体名」「代表者名」

・貴法人の名称及び代表者名を記入すること。

(2) 「住所」「代表電話番号」

・貴団体の住所、代表電話番号を記入すること。

(3) 「団体設立年月日」

団体を設立する前に、前身団体として任意団体としての活動実績がある法人は、団体設立年月日とあわせて、任意団体の設立年月日を〔 〕に記入すること。

(4) 「職員数」及び「会員数」

・貴法人の「職員」及び「会員」の人数を記入すること。
なお、組織上、会員がない場合には、「なし」と記入すること。

(5) 「会員資格」

・会員資格は、定款、寄附行為又は規則等に定める内容を記入すること。
なお、会員がない場合には、「なし」と記入すること。

(6) 「事業内容」

・記載例にかかわらず、定款、寄附行為又は規則等に定める事業内容を記入すること。

(7) 「直近過去5年間の実績等(活動内容)」

・記載例にかかわらず、直近過去5年間(平成19年度以降)の活動内容や実績が具体的にわかるように記入すること。
なお、今回応募する事業と関連のある実績等(活動内容)については、必ずその旨付記すること。

別紙 1



番 号
平成24年5月24日

厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部
障害福祉課地域移行・障害児支援室長 殿

団体種別 社会福祉法人
団体名称 甲山福祉センター
代表者職名 理事長

氏名 村田良輔



平成24年度重症心身障害児者の地域生活モデル事業の応募について

標記について、関係書類を添えて応募します。

(1) 補助を希望する事業の実施に係る次の書類

- 事業実施計画書(別紙2)
- 所要額内訳書(別紙3)
- 事業実施スケジュール表(別紙4)

(2) 団体の概要、活動状況に係る次の書類(地方公共団体は提出不要)

- 定款又は寄付行為
- 役員名簿(別紙5)
- 団体の概況書(別紙6)
- 理事会等で承認を得た直近の事業実績報告書

(3) 団体の経理状況に係る次の書類(地方公共団体は提出不要)

- 平成24年度収入支出予算(見込)書抄本
- 理事会等で承認を得た直近の財務諸表(貸借対照表、収支計算書、財産目録)、監事等による監査結果報告書

<事務担当者の連絡先>

〒 663-8131
住所 西宮市武庫川町2番9号
所属 西宮すなご医療福祉センター
氏名 [REDACTED]
TEL [REDACTED]
FAX [REDACTED]
E-mail [REDACTED]

重症心身障害児者の地域生活モデル事業実施計画書

団体名	社会福祉法人 甲山福祉センター
施設名	西宮すなご医療福祉センター
所在地	西宮市武庫川町2-9
事業担当者	()
連絡先	
メールアドレス	

国庫補助所要額	4,800千円 (「別紙3 所要額内訳書」の額と一致)
事業実施予定期間	平成24年4月1日 から 平成25年3月31日
事業の目的	重症心身障害児者の地域生活が本人の望む充実した生活になるため及び地域への移行が円滑に行われるため、相談機能の充実と医療・福祉・教育など関係機関との連携強化を図る。また重症心身障害児者の地域生活に必要な専門的な支援の提供と、地域の社会資源の育成と新規開発を目的とする。
重症心身障害児者の地域生活に係る事業実施地域の現状と課題	西宮すなご医療福祉センターが位置する阪神圏域(尼崎市・西宮市・芦屋市・伊丹市・宝塚市・川西市・猪名川町)は、兵庫県下の中でも人口密集地で障害者手帳所持者も多く、例えば主な活動エリアである阪神南圏域では尼崎市(総人口46万人:重心480人)西宮市(総人口48万人:重心310人)芦屋市(総人口9万人:重心40人)の重症心身障害児者の方が生活している。またNICU・小児科病棟から退院してくる医療ケアの高い超重症児は、把握しているだけで年間4~6人が在宅移行している。地域生活送るにあたっては、大学病院をはじめとする医療機関も移動可能なエリアに数多く点在し、児童発達支援センターなどのリハビリ・療育機関も各市の実情に応じて整備されている。また重症心身障害児者へ関わる障害福祉サービス事業者についても、一定数存在していることから本人・家族にとっては、他地域に比べると選択・確保しやすい環境にあるなか、最近では各市とも本人とその家族が、身近な所で様々な相談が受けられるように委託相談支援事業所の整備をおこない、「地域でその人らしい生活を送る」ための個別支援と、医療・保健・教育・福祉・労働・地域(住民)など分野を超えたネットワーク作りを注いでいる。このような地域特性をもつエリアであるが、多岐にわたる重症心身障害児者の病状やニーズへの対応、家族形態や価値観の変化もあるなかで、より充実した支援を提供していくために、ライフステージに応じた専門性のある個別支援(重症児者ケアマネジメント)の確立が早急に必要である。社会資源の育成・開発に加え、各関係機関・支援者個々が頑張っている現状を打開して、重症心身障害者への包括的な支援の構築を目指し、

	<p>医療・福祉制度を含めた地域のシステムとして稼働していくことが必要である。そういった課題がある中、重症心身障害児者の支援に精通したコーディネーターを配置し、地域の相談支援をはじめとする各関係機関と連携し地域のシステムを検討していくことは重要である。しかし重症心身障害児者のニーズ調査・地域課題の整理や、地域資源の評価をもとに、支援の必要量と見込み量の推計や、支援体制の構築・ネットワーク形成を目指すなら単年度での目標達成は難しいと考えられるので、3カ年計画の初年度の実施計画をあげるとした。</p>
<p>事業内容及び手法</p>	<p>※ それぞれの項目について、地域課題と解決のための取組（予定）をセットにして具体的に記入すること</p>
<p>① 協議会の設置、コーディネーターの配置（人数や勤務体制等）や役割</p>	<p>嘱託職員1名配置（月曜日～金曜日）・パート職員1名配置 圏域コーディネーター・ケースワーカー・療育相談員との連携 下記①～⑧の役割を担う</p> <p>① 当事者・家族・医療・保健・教育・福祉・行政の関係機関より協議内容に応じて検討委員を構成し下記のことを検討する。 ア) 重症心身障害児者のニーズ調査と地域課題の整理 イ) 地域資源（支援者）が抱える課題調査 ウ) 重症心身障害児者に必要な専門的支援とは エ) 協議の報告を含めた研修会の実施</p> <p>② 兵庫県・各市に設置している地域自立支援協議会への参加・運営協力もしており、その中で重症心身障害児者の地域課題を普遍化、共有をし、ネットワークの強化を図っていくことが必要である。地域自立支援協議会での実践と、①に設置する協議会とが連携・連動することが重症心身障害児者の地域における支援体制の構築に有効である</p> <p>③ NICU・小児病棟など病院や医療型障害児入所施設などと協働した地域移行支援マニュアルの作成</p> <p>④ 保健師・市町相談支援事業所と連携し、地域の調整力（コーディネート機能）・専門性の向上などスキルアップに努める</p> <p>⑤ ICFの考え方のもと、本人と家族のニーズを把握、家庭環境を含めたアセスメントに基づいて個別支援計画を作成し、病院・地域医療（在宅医・訪問看護など）・療育機関・教育・福祉など分野を超えて関係機関との調整や連携を図る。障害者ケアマネジメント手法による個別支援の実施</p> <p>⑥ 上記⑤の個別支援計画について、定期的にモニタリングをおこない、支援の変更が必要な場合には迅速に対応する</p> <p>⑦ 上記⑤・⑥を実施するにあたり本人・家族出席のもと個別支援会議を実施して、ニーズや計画を支援チームで確認する</p> <p>⑧ 本人への検査や医療ケアの指導、呼吸関連のモニタリングなど、より安心した在宅生活を送るために、医療型障害児入所施設など（西宮すなご医療福祉センター）の入院機能や専門外来（小児神経外来）を活用するなど、医療・看護面で重症心身障害児者への専門性をもったケアマネジメントの実施</p>

② 重症児者や家族に対する支援

- ⑨ 重症心身障害児への育ちへの保障、より豊かに安心した地域生活を送れるように、医療型障害児入所施設など（西宮すなご医療福祉センター）の重症児専門のリハビリ・療育・在宅訪問（看護・ヘルパー派遣）機能を活用しながら、なおかつ「抱え込み支援」にならないよう、地域との繋がりを大切にした専門性をもったケアマネジメントの実施
- ⑩ 重症心身障害者の自己決定への支援
- ⑪ 行政・専門相談機関と連携した虐待防止・権利侵害への対応
- ① 地域で本人とその家族が安心した生活を送るための医療支援とは、地域の医療機関における一般診療や状況悪化時の入院がスムーズにおこなわれることと、小児神経などの専門外来や、医療ケアの指導や検査などを目的とした入院機能などがリンクし合っていることである。重症心身障害児者の専門性をもつ医療型障害児入所施設などの機能と、地域の医療機関の連携を深め役割分担など検討していくことで、より充実した医療支援を提供していく
- ② 重症心身障害児者のリハビリについては、本人や家族の状況によって外出が困難な方に対しても、在宅訪問にて訓練を提供可能な、例えば訪問看護ステーションからの専門的なリハビリ派遣の充実が必要である。また家庭で可能な訓練の指導や、介護面での工夫や留意点、重症心身障害児者にとって重要な日常生活場面での呼吸管理や姿勢、補装具など多岐にわたったニーズに対応できる支援を提供していく
- ③ 地域の通園に行くことが困難な超重症児へは、状況によっては少人数でのグループや個別療育の実施、在宅での訪問保育の充実が必要である。また個別性を重視した細やかな発達支援と、特に医療ケアの高い子どもの場合、家族の日常の関わりが医療面のほうに比重が多くなり、子育ての視点が見失われることも多いので、「子どもの育ち」を大切にした、家族への相談・支援を提供していく
- ④ 在宅支援ではNICU・小児病棟より退院してきた超重症児や難病児に対しては専門性をもった看護師の派遣が必要であり、地域の病院や在宅医との連携、NICUスタッフ・医療型障害児入所施設などのスタッフによる技術指導などを取り入れながら、本人とその家族が安心した生活を送れるよう支援していく。また訪問看護と居宅介護が連携して、在宅における身体介護や移動などの支援を行い、本人が希望する暮らしの実現に向けて支援をおこなっていく。そして家族介護に頼ることの多い、重症心身障害児者の家庭におこりやすい、閉鎖的な環境リスクの軽減や、兄弟に対しての支援も含めて提供できるようにする
- ⑤ 特に医療ケアの高い超重症児者に対し、家族から離れて、本人の希望する余暇活動や社会参加の場を提供していくことが必要

	<p>である。日中活動は一人一人の個別性も高いなか、様々なニーズへの対応が求められるが、地域との繋がりを大切にした本人主体の活動内容を工夫して展開できるようにする</p> <p>⑥ 医療ケアの高い超重症児者に対応できる短期入所事業所の整備（医療型障害児入所施設などや、地域で短期入所を実施している事業所）が必要である。現状では通常の予約で満床状態にあるため、各短期入所事業所においても緊急対応が難しくなっている。本人やその家族が最も必要としているところは「緊急で利用できる短期入所機能」なので、行政も含めて緊急時対応についての検討をすすめていく</p> <p>⑦ 上記①～⑥まで、それ以外にも重症心身障害児者とその家族への支援機能は様々だが、一人一人の個性やニーズ、家庭環境の違いに応じて相談にのり、包括的・継続的に支援が提供できるようコーディネーターが個別支援とネットワークを構築していく。また家族への心理的支援（カウンセリング機能）を、継続的におこなうことで、家族機能の向上にも繋がり、それが重症心身障害児者の地域生活をより豊かなものになっていく</p>
<p>③ 地域における支援機能の向上</p>	<p>① 医療型障害児入所施設などの専門機関として、二次診療を行う役割を担うとして、地域の医療機関との連携を深める</p> <p>② 地域の訪問看護ステーション・障害福祉サービス事業所（生活介護、居宅介護など）・保育所・幼稚園・児童発達支援事業所・地域の学校・各特別支援学校に、支援技術や研修の内容に応じて専門スタッフを派遣して研修・指導を行う</p> <p>③ 本人が通っている場所（上記②）に訪問して、個別支援計画への助言をおこなったり、必要な環境設定を行う</p> <p>④ 地域の相談機能の充実のため、ケアマネジメント手法を用いた重症心身障害児者への専門的な個別支援の確立のため、スーパーバイズ機能を強化する</p>
<p>④ 地域住民に対する啓発</p>	<p>地域に開かれた施設として、ボランティアの方々や地域の自治会との交流を積極的に行い、また地域のイベント企画などに職員を派遣しながら、重症心身障害児者の方が一緒に参加できる取り組みを行う。施設設備の貸出など行うことで、様々な障害児者の方と触れ合う機会を多くもてるようにしている。</p>
<p>⑤ その他</p>	<p>今後、地域の支援機能の向上を図っていくためには、ヘルパーや介護福祉士などが吸引などの医療ケアを行っていく際の、研修（実習）機能の充実が、兵庫県下でも早急に求められており、また地域格差の解消のためには、医療型障害児入所施設などがないエリアでの重症心身障害児者の短期入所を、例えば高齢者介護施設などで受け入れるための人材育成であったり、重症心身障害児者への支援が可能な訪問看護師の育成などが必要とされている。そういった課題については兵庫県行政を含め広域で協議をすすめていく</p>

重症心身障害児者の地域生活モデル事業所要額内訳書

1 国庫補助所要額

総支出予定額 (A)	寄付金その他の収入等 (B)	差し引き所要額 (A-B)	国庫補助所要額
6,994,000円	2,194,000円	4,800,000円	4,800千円

※「補助金所要額」は、「差し引き所要額」の千円未満の額を切り捨てた額を記入すること。

2 総支出予定額の内訳

区 分	支出予定額	積 算 内 訳
	円	支出目的、単価、人数等が分かるように記載すること。
報 酬	3,500,000	嘱託職員1名
賃 金	2,000,000	パート職員1名 5h×5日/週
共済費	700,000	社会保険料（嘱託45万、パート25万）
諸謝金	419,000	講師33,000円×3名、 協議会10,000円×8名×4回
旅 費	68,000	講師交通費 東京⇔大阪28,000円×2名 岡山⇔大阪12,000円×1名
需用費		
消耗品費	20,000	ファイル、データ保存メモリー
印刷製本費	109,000	コピー用紙A4用紙2,500円×4箱（2万枚） インク（3円×3万枚）
役務費		封筒（15円×600枚）
通信運搬費	72,000	資料、案内状送付 120円×600部
会議費	6,000	講師等お茶 150円×40本
使用料及び賃借料	100,000	会場使用料
合 計	6,994,000円	

(注) 寄付金その他の収入等を充当する経費（補助金を充当しない経費）には、下線を引くこと。

3 寄付金その他の収入等の内訳

区分	収入等予定額	積算内訳
団体の自己資金 寄付金 参加費 その他	円 2,194,000 0 0 0	施設会計より
合計	2,194,000円	

事業実施スケジュール表

団体名:社会福祉法人 甲山福祉センター
西宮すなご医療福祉センター

	平成24年4月	5月	6月	7月	8月	9月
事業実施内容			<ul style="list-style-type: none"> モデル協議会の委員の決定と依頼 モデル協議会設置要綱の作成 地域自立支援協議会との連携 個別支援と地域資源へのスキルアップ 	<ul style="list-style-type: none"> 第1回検討会の実施 ニーズ・地域課題の調査 地域資源の課題調査 		
						<ul style="list-style-type: none"> 地域移行マニュアル作成 啓発イベント開催
	10月	11月	12月	平成25年1月	2月	3月
事業実施内容	<ul style="list-style-type: none"> 第2回検討会の実施(調査結果と課題整理)(重心に必要な支援の検討) 地域自立支援協議会との連携 個別支援と地域資源へのスキルアップ 地域移行マニュアル作成 		<ul style="list-style-type: none"> 第3回検討会の実施(支援体制の構築に向けての取り組み①) 		<ul style="list-style-type: none"> 第4回検討会の実施(支援体制の構築に向けての取り組み②) 	<ul style="list-style-type: none"> 報告会・研修会の実施

(記入上の留意事項)

上記記載例を参考に、いつ・何をするか具体的なスケジュールを記載すること。

(1) 理事等

役職名	氏名	職業	常勤・非常勤の別	役員報酬の有無
■	■	■	■	■
■	■	■	■	■
■	■	■	■	■
■	■	■	■	■
■	■	■	■	■
■	■	■	■	■
■	■	■	■	■
■	■	■	■	■
■	■	■	■	■
■	■	■	■	■

※ 「役職名」欄には団体の役職名を記入すること。(理事長、会長、代表、理事、取締役等)

※ 「役員報酬の有・無」は、いずれかに○を付すこと。

※ 既存の役員名簿により、この表の記載事項を全て網羅していれば、当該名簿で置き換えても差し支えない。

(2) 監事等


役職名	氏名	職業	常勤・非常勤の別	役員報酬の有無
■	■	■	■	■
■	■	■	■	■

※ 「役職名」欄には団体の役職名を記入すること。(監事、監査役等)

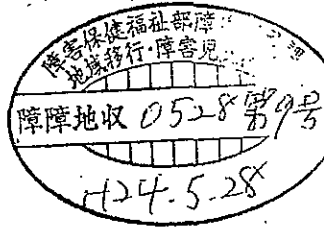
※ 「役員報酬の有・無」は、いずれかに○を付すこと。

※ 既存の役員名簿により、この表の記載事項を全て網羅していれば、当該名簿で置き換えても差し支えない。

団体の概況書

団体名	社会福祉法人甲山福祉センター		代表者名	理事長 村田良輔
住所	〒662-0001 兵庫県西宮市甲山町 53 番地		代表電話	
団体設立年月日 〔任意団体設立〕	昭和 36 年 10 月 23 日		職員数	696 人（うち常勤 417 人）
会員数	なし	会員資格		
事業内容	<p>(1) 第一種社会福祉事業</p> <p>(イ) 障害児入所施設の経営</p> <p>(ロ) 特別養護老人ホームの経営</p> <p>(2) 第二種社会福祉事業</p> <p>(イ) 老人デイサービス事業の経営</p> <p>(ロ) 老人短期入所事業の経営</p> <p>(ハ) 老人居宅介護等事業の経営</p> <p>(ニ) 障害福祉サービス事業の経営</p> <p>(ホ) 一般相談支援事業の経営</p> <p>(ヘ) 特定相談支援事業の経営</p> <p>(ト) 移動支援事業の経営</p> <p>(チ) 障害児通所支援事業の経営</p> <p>(リ) 障害児相談支援事業の経営</p> <p>(ヌ) 保育所の経営</p> <p>(ル) 一時預かり事業の経営</p>			
直近過去5年間の実績等 (活動内容)	<p>平成 19 年現在で重症心身障害児者の地域生活支援として当センターが実施していた事業は短期入所 8 床、A 型重心通園事業、西宮市あんしん相談窓口、居宅介護支援事業、重度訪問介護事業、行動援護事業、重症児外来療育事業、障害児地域療育支援事業、訪問看護ステーション、相談支援事業、相談支援コーディネート事業、日中一時支援事業、移動支援事業、有償移送事業等の他法外事業も含め、多岐に亘っていた。平成 21 年にはこれらのニーズに応え、重症児者の地域生活をさらに進めることを目的に地域支援小松事業所を開設し、ヘルパーステーション、訪問看護ステーション、外来療育の一部を移転し、入浴設備の提供など開始した。平成 24 年 8 月、法人が開設する総合相談支援センターに訪問看護ステーションとヘルパーステーションのサテライトを開設し、西宮市北西部の在宅重症心身障害児者の地域生活支援を強化する予定である。</p>			

別紙 1



番 号
平成24年5月25日

厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部
障害福祉課地域移行・障害児支援室長 殿

特定非営利活動法人
久留米市介護福祉サービス事業者協議会
理事長 柄澤 秀一



平成24年度重症心身障害児者の地域生活モデル事業の応募について

標記について、関係書類を添えて応募します。

- (1) 補助を希望する事業の実施に係る次の書類
 - 事業実施計画書 (別紙2)
 - 所要額内訳書 (別紙3)
 - 事業実施スケジュール表 (別紙4)
- (2) 団体の概要、活動状況に係る次の書類 (地方公共団体は提出不要)
 - 定款又は寄付行為
 - 役員名簿 (別紙5)
 - 団体の概況書 (別紙6)
 - 理事会等で承認を得た直近の事業実績報告書
- (3) 団体の経理状況に係る次の書類 (地方公共団体は提出不要)
 - 平成24年度収入支出予算(見込)書抄本
 - 理事会等で承認を得た直近の財務諸表 (貸借対照表、収支計算書、財産目録)、監事等による監査結果報告書

<事務担当者の連絡先>

〒 830-0017
住所 福岡県久留米市日吉町115
所属 事務局
氏名 [Redacted]
TEL [Redacted] (直通)
FAX [Redacted]
E-mail [Redacted] (←携帯電話メールは不可)

重症心身障害児者の地域生活モデル事業実施計画書

団体名	特定非営利活動法人久留米市介護福祉サービス事業者協議会
施設名	特定非営利活動法人
所在地	久留米市日吉町115
事業担当者	
連絡先	
メールアドレス	

国庫補助所要額	4,743千円 (「別紙3 所要額内訳書」の額と一致)
事業実施予定期間	平成 24年 7月 1日 から 平成 25年 3月 31日
事業の目的	相談モデル構築、介護と医療の連携強化、社会資源の創出及び確保を通して重症心身障害児者が地域の中で安心して暮らすことのできる環境を整えていくことを目指す。

重症心身障害児者の地域生活に係る事業実施地域の現状と課題

久留米市とその広域において、重症心身障害児者が住み慣れた地域で暮らす環境はきわめて厳しい現状がある。特に医療的ケアを必要とする障害児者や、てんかん発作等を伴う方々の受け皿が少なく家族の在宅生活を営んでいく上での不安や将来に対する不安は膨らんでいる。地域に久留米大学病院や聖マリア病院といった大きな病院があるが急性期の入院に特化しており、レスパイト目的の一次的入院は受け付けられない。療育センターも福岡県内に11箇所あるが、医療的ケアの必要な障害児者の受け入れはなかなか進んでいないのが現状である。

そこで、社会資源をなんとか生み出すべく平成21年の国の事業（障害児の宿泊訓練）にて当該事業者協議会に属する介護保険事業所（小規模多機能居宅介護事業所）が医療的ケアの必要な重症心身障害児の預かりを試みた。その事業によって家族の抱えている問題や本人の尊厳にかかわる大きな課題が見えてきた。

そのことを踏まえて、地域の方々のご協力もあり、平成23年度に久留米市の正式なモデル事業として予算化された。当法人は久留米市からの委託を受けて、経管栄養や痰の吸引等の医療的ケアを必要とする重症心身障害児者を対象に介護保険事業所（小規模多機能型居宅介護事業所）の利用を推進するべく、利用にあたってのコーディネート事業及び事業所の研修事業を実施した。

事業の実施を通してご利用を希望される方々や地域の相談を受ける中で、多様なニーズがあり、久留米市の相談体制の再構築と地域連携の確立が急がれる実態に直面すると同時に、今回のコーディネート事業の中では、そのニーズの全てに対応することが非常に難しいことを認識した。実際、（医療的ケアの必要な重症心身障害児者に限らず）障害児者と生活を共にするご家族から「どこに相談したらよいのかわからない」、「久留米市からの委託事業だけではあらゆるニーズに対応できない」などの批判的なご意見も数多くいただいた。

医療的ケアが必要な重症心身障害児者も含めて、より多くの重症心身障害児者を地域で支えていくために「相談モデルの構築」、「介護と医療の連携強化」、「社会資源の創出および確保」が最重要課題であると考える。

※久留米市における申請状況（平成24年3月31日時点）

- ・身体障害児者 13,084人
- ・知的障害児者 1,925人
- ・精神障害児者 1,609人
- ・重症心身障害児者 249人（久留米市総人口：302,660人）

※久留米における重症心身障害児者を受入可能な施設

- ・医療機関：2か所
- ・療育施設：1か所
- ・デイサービス：3か所
- ・小規模多機能型居宅介護事業所：2か所

事業内容及び手法	※ それぞれの項目について、地域課題と解決のための取組（予定）をセットにして具体的に記入すること
① 協議会の設置、コーディネーターの配置（人数や勤務体制等）や役割	<p>（１）地域の課題把握、整理、検討及び事業の進捗管理をする為に本事業の為に協議会を設置し月１回会議をおこなう。</p> <p>※協議会構成員</p> <ul style="list-style-type: none"> ・久留米市介護福祉サービス事業者協議会事務局 ・ コーディネーター ・ 当事者又は家族 ・ 施設担当者 ・ 協力医療機関担当者 ・ 保健師・看護師 ・ 自治体担当者（久留米市障害者福祉課） ・ 民生委員 <p style="text-align: right;">等</p> <p>（２）地域生活コーディネーターを育成、配置することで相談窓口の確保を図る。</p>
② 重症児者や家族に対する支援	多様なニーズを把握し効果的な地域生活支援を進めていくために重症心身障害児者の保護者等を対象にした説明会の開催、個別の相談会を実施する。
③ 地域における支援機能の向上	重症心身障害児の地域支援を共通課題とし、支援体制を広い範囲で強化していくために事業所スタッフを対象にした研修会の開催、療育センター等の専門機関と連携をとり実地指導等を行う。
④ 地域住民に対する啓発	<p>重症心身障害児者を地域で支えていくためにはその地域でくらす全ての人達の理解、協力が必要となってくる。</p> <p>重症心身障害児の地域支援を久留米市全体の共通課題とするためにチラシの作成配布、民生委員をとおしての働きかけをおこなう。また、今回の事業の成果を報告するためにシンポジウム及び講演会を開催する。</p>
⑤ その他	

重症心身障害児者の地域生活モデル事業所要額内訳書

1 国庫補助所要額

総支出予定額 (A)	寄付金その他の収入等 (B)	差し引き所要額 (A-B)	国庫補助所要額
5,733,000円	990,000円	4,743,000円	4,743千円

※「補助金所要額」は、「差し引き所要額」の千円未満の額を切り捨てた額を記入すること。

2 総支出予定額の内訳

区 分	支出予定額	積 算 内 訳
	円	支出目的、単価、人数等が分かるように記載すること。
報 酬	864,000	本事業事務 @800円×8時間×1名×15日×9ヶ月
賃 金	256,000	相談会事務 @6,400円×5日×8ヶ月
共済費	126,000	本事業事務分 ※本事業事務報酬より算出
諸謝金	3,154,000	検討会議出席謝金 1,350,000円 (15,000円×10名×9月) コーディネーター連絡会出席謝金 630,000円 (7,000円×10名×9月) 相談会謝金 768,000円 (12,000円×4日×2名×8月) 説明会出席謝金 50,000円 (5,000円×5名×2回) スタッフ向け研修講師謝金 48,000円 (12,000円×4回) コーディネーター向け研修講師謝金 48,000円 (12,000円×4回) 基調講演謝金 100,000円×1回 シンポジウム謝金 100,000円 (10,000円×10名) 運営スタッフ協力謝金 60,000円 (1,500円×40名)
旅 費	137,000	基調講演講師旅費 100,000円 (※実費精算 東京からを想定) 基調講演講師宿泊費 13,000円 研修講師旅費 24,000円 (3,000円×8名 ※実費精算)
需用費		
消耗品費	45,000	A4用紙 30,000円 (5,000枚×10セット 3,000円×10セット) ホールペン 15,000円 (50本×1セット 3,000円×5セット)
印刷製本費	458,000	パンフレット制作費用 218,000 (218円×1000部) 報告書制作費用 150,000円 (300円×500部) 事務局印刷代 90,000円 (10,000円×9月)
役務費		
通信運搬費	63,000	案内文書発送費等 7,000円×9月
会議費	90,000	会議時お茶代等 500円×10名×2回×9月
使用料及び賃借料	540,000	各会議・説明会 部屋代 84,000円 (2,400円×35回) 相談会 会場代 36,000円 (2,000円×2回×9月) 講演会・シンポジウム会場利用料 420,000円 (会場費・設備等)
合 計	5,733,000円	

(注) 寄付金その他の収入等を充当する経費(補助金を充当しない経費)には、下線を引くこと。

3 寄付金その他の収入等の内訳

区分	収入等予定額	積算内訳
団体の自己資金 寄付金 参加費 その他	円 990,000	本事業事務報酬・共済費相当分
合 計	990,000円	

事業実施スケジュール表

団体名:特定非営利活動法人久留米市介護福祉サービス事業者協議会

	平成24年4月	5月	6月	7月	8月	9月
事業実施内容				<ul style="list-style-type: none"> ・本事業協議会定例会議 ・本事業コーディネーター連絡会 ・説明会（3～4か所） 	<ul style="list-style-type: none"> ・本事業協議会定例会議 ・本事業コーディネーター連絡会 ・相談会（週1回程度） ・コーディネーター研修 	<ul style="list-style-type: none"> ・本事業協議会定例会議 ・本事業コーディネーター連絡会 ・相談会（週1回程度） ・事業所スタッフ向け研修 ・啓発チラシ作成、配布
	10月	11月	12月	平成25年1月	2月	3月
事業実施内容	<ul style="list-style-type: none"> ・本事業協議会定例会議 ・本事業コーディネーター連絡会 ・相談会（週1回程度） ・コーディネーター研修 	<ul style="list-style-type: none"> ・本事業協議会定例会議 ・本事業コーディネーター連絡会 ・相談会（週1回程度） ・説明会（3～4か所） ・事業所スタッフ向け研修 	<ul style="list-style-type: none"> ・本事業協議会定例会議 ・本事業コーディネーター連絡会 ・相談会（週1回程度） ・相談会 ・コーディネーター研修 	<ul style="list-style-type: none"> ・本事業協議会定例会議 ・本事業コーディネーター連絡会 ・相談会（週1回程度） ・事業所スタッフ向け研修 	<ul style="list-style-type: none"> ・本事業協議会定例会議 ・本事業コーディネーター連絡会 ・相談会（週1回程度） ・コーディネーター研修 ・本事業シンポジウム講演会 	<ul style="list-style-type: none"> ・本事業協議会定例会議 ・本事業コーディネーター連絡会 ・相談会（週1回程度） ・事業所スタッフ向け研修

(記入上の留意事項)

上記記載例を参考に、いつ・何をするか具体的なスケジュールを記載すること。

役員名簿

特定非営利活動法人久留米市介護福祉サービス事業者協議会

(1) 理事等

役職名	氏名	職業	常勤・非常勤の別	役員報酬の有無
■	■	■	■	■
■	■	■	■	■
■	■	■	■	■
■	■	■	■	■
■	■	■	■	■
■	■	■	■	■
■	■	■	■	■
■	■	■	■	■
■	■	■	■	■
■	■	■	■	■
■	■	■	■	■
■	■	■	■	■
■	■	■	■	■
■	■	■	■	■

※ 「役職名」欄には団体の役職名を記入すること。(理事長、会長、代表、理事、取締役等)

※ 「役員報酬の有・無」は、いずれかに○を付すこと。

※ 既存の役員名簿により、この表の記載事項を全て網羅していれば、当該名簿で置き換えても差し支えない。

(2) 監事等


役職名	氏名	職業	常勤・非常勤の別	役員報酬の有無
■	■	■	■	■
■	■	■	■	■
■	■	■	■	■

※ 「役職名」欄には団体の役職名を記入すること。(監事、監査役等)

※ 「役員報酬の有・無」は、いずれかに○を付すこと。

※ 既存の役員名簿により、この表の記載事項を全て網羅していれば、当該名簿で置き換えても差し支えない。

団体の概況書

団体名	特定非営利活動法人 久留米市介護福祉サービス事業者協議会		代表者名	理事長 柄澤 秀一
住所	〒830-0017 久留米市日吉町 115		代表電話	
団体設立年月日 〔任意団体設立〕	平成 12 年 12 月 ※平成 19 年 5 月 NPO 法人格取得		職員数	1 人（常勤 1 人）
会員数	157 件 法人：139 件 個人：18 件	会員資格	会員の入会については、特に条件を定めていない。 ※正会員：この法人の目的に賛同し運営に参画する個人及び団体 ※賛助会員：この法人の目的に賛同し研究会等に参加する個人及び団体	
事業内容	(1) 介護福祉サービスに関する研修・研究事業 (2) 介護福祉サービスに関する助言・提言及び第三者評価事業			
直近過去5年間の実績等 (活動内容)	≪平成 19 年度≫ (5 月)・設立総会 (8 月)・会員親睦ホウリング大会 (10 月)・合同研修「バリテーション研修」 (12 月)・合同研修「認知症高齢者やその家族へのかかわり方」 (2 月)・合同研修「認知症ケアマネジメント・センター方式」 (3 月)・第一回認知症高齢者支援シンポジウム ≪平成 20 年度≫ (4 月)・定期総会 ・講演会「介護保険の現状と今後について」 (7 月、9 月、12 月) ・介護予防認知症ケアスタッフ活動支援事業「バリテーション研修」 ・介護予防認知症ケアスタッフ活動支援事業「センター方式」 (8 月)・会員親睦ホウリング大会 (10 月)・小規模多機能ケア全国セミナー ・市民公開講座「住み慣れた地域でこれまでと同じように暮らしたい」 (11 月)・平成 20 年度久留米市介護サービス質向上研修会 ≪平成 21 年度≫ (5 月)・定期総会 ・記念講演「福岡県の介護保険行政について」 (6 月)・介護予防認知症ケアスタッフ活動支援事業 バリテーション研修 (3 回シリーズ) (7 月)・介護福祉分野緊急雇用促進事業 介護福祉合同職場説明会 (8 月)・会員親睦ホウリング大会			

- (10月)・介護予防認知症ケアスタッフ活動支援事業 センター方式基礎研修会
- (11月)・介護予防認知症ケアスタッフ活動支援事業 センター方式推進研修会
- (1月)・認知症高齢者支援プログラム「認知症をわかる、知る、共感する」
- (3月)・適正な労務管理と企業活性化の為に助成金活用セミナー
- (9月～3月)・ケア事典改訂事業
- (9月～3月)・介護雇用管理改善推進委託事業
 - ①マニュアル作成 ②代替要員派遣試行

《平成22年度》

- (5月)・定期総会 ・記念講演「最近の介護保険行政をとりまく状況について」
- (8月)・キャリアパス講習会(処遇改善交付金対応) ・会員親睦ボウリング大会
- (9月、11月)・介護予防認知症ケアスタッフ活動支援事業 センター方式研修会
- (10月) ・介護予防認知症ケアスタッフ活動支援事業 バリテーション研修会
- (12月) ・事業者協議会10周年交流会
- (9月～3月)・緊急雇用創出事業「介護人材育成雇用プログラム」

《平成23年度》

- (5月)・定期総会 ・記念講演「老後の住まい高齢者住宅施策」
- (7月)・介護予防認知症ケアスタッフ活動支援事業 バリテーション研修
- (8月～10月)・センター方式基礎研修会、センター方式実践報告会
- (8月)・会員親睦ボウリング大会
- (12月) ・センター方式地域推進研修
- (5月～3月)・医療的ケア短期入所等支援体制整備事業

※今回応募する事業と関連あり

- (6月～12月)・久留米市重点分野雇用創造事業「介護有資格者実務経験事業」
- (2月)・家族介護支援事業 家族介護教室
- (3月)・認知症高齢者支援事業 認知症プログラム ～こわがらないで認知症～
- ・医療的ケア短期入所等支援体制整備事業プログラム

※今回応募する事業と関連あり(プログラム資料別添)